

関西大学会計専門職大学院
自己点検・評価報告書



〔第2号〕

平成21年3月

関西大学大学院会計研究科 自己点検・評価委員会

関西大学会計専門職大学院自己点検・評価報告書の刊行にあたって

会計研究科長 柴 健次

関西大学会計専門職大学院（以下、本大学院という）は平成 21 年 3 月をもって設置以来丸 3 年が経過した。翌 4 月には第 4 期生を受け入れ、いよいよ充実してきた。

会計専門職大学院は、法科大学院の設置の経緯との類似性も指摘されるところであるが、平成 14 年の改正学校教育法による専門職大学院の制度化と平成 15 年の改正公認会計士法による試験制度の見直しを受けて、平成 17 年度に 10 校が設置された。本大学院はこの流れの中で平成 18 年度に設置された（同年は 5 校設置）。学内的には、平成 16 年度に設置された法科大学院に次ぐ専門職大学院として設置されたのである。

本大学院は、世界的にも通用する高い見識と技能を有する会計専門職の養成が求められる社会的背景を踏まえて、充実したカリキュラムを用意して、学生を迎えた。本大学院の理念は、本学の理念である「学の実化（じつげ）」をより具体化した「学理と実際との調和」を会計専門職教育において実現することである。こうした理念は、本大学院の教職員及び学生が共有するところであるが、一方で、公認会計士試験の合格を目指す学習との調和も図らなければならない。これを一言でいうなら、専門職大学院教育における「期待ギャップ」が切実な問題として迫ってくる。この問題を解決しながらも本大学院の理念を追求する努力が続けられてきた。

過去 3 年間の教育経験を踏まえ、今新たに第 4 期生を迎えようとしている現時点において、カリキュラムの適切性、学習環境である施設の充実度、教員と学生との間に生じる「期待ギャップ」の解消、更には、資格・就職を視野に入れたキャリア設計の支援など本大学院に関わるすべての事項につき自己点検・評価することは、本大学院がこれからも健全に発展していく上で極めて重要なことである。もちろん自己点検・評価報告書を作成することが自己点検・評価の目的ではない。そこに記載された分析内容の一つ一つを真摯に受け止め、それを今後の教育の改善につなげることが、自己点検・評価の目的なのである。

本年は自己点検・評価報告書第 2 号発刊の年になるが、設立 4 年目にあたり外部評価を受ける年でもある。自己点検・評価報告書を公表するにあたり、本大学院の将来の発展のための継続的教育改善を約束して、発刊のことばとしたい。

平成 21 年 3 月

目 次

関西大学会計専門職大学院自己点検・評価報告書の刊行にあたって	
会計研究科長 柴 健次	
第1章 教育目的	1
1-1 教育目的	
第2章 教育内容	7
2-1 教育内容	
第3章 教育方法	19
3-1 授業を行う学生数	
3-2 授業の方法	
第4章 成績評価および修了認定	26
4-1 成績評価	
4-2 修了認定及びその要件	
第5章 教育内容等の改善措置	32
5-1 教育内容等の改善措置	
第6章 入学者選抜等	42
6-1 入学者受入	
6-2 収容定員と在籍者数	
第7章 学生の支援体制	56
7-1 学習支援	
7-2 生活支援等	
7-3 身体に障がいのある学生に対する支援	
7-4 職業支援(キャリア支援)	
第8章 教員組織	68
8-1 教員の資格と評価	
8-2 専任教員の配置と構成	
8-3 研究者教員	
8-4 実務家教員(実務経験と高度な実務能力を有する教員)	
8-5 専任教員の担当科目の比率	
8-6 教員の教育研究環境	
第9章 管理運営等	84
9-1 管理運営の独立性	
9-2 自己点検及び評価	
9-3 情報の公表	
9-4 情報の保管	
第10章 施設、設備および図書館等	99
10-1 施設の整備	
10-2 設備及び機器の整備	
10-3 図書館の整備	

本報告書の基準日は特に指定のない限り、平成20年4月1日である。

第1章 教育目的

1-1 教育目的

1-1-1

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院（以下「会計大学院」という。）においては、その創意をもって、将来の会計職業人（会計・監査に関係する業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

【現状の説明】

本会計大学院の教育目的は、基準 1-1-1 が求める内容と国際会計士連盟が作成する国際会計教育基準を満たすという観点から、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士の養成を目的とする」と明文化されている。

この文章中の「世界水準で通用する」とは、(1)いわゆる試験対策的な学習水準にとどまらないこと、(2)世界規模で標準化する会計・監査制度に精通できる基礎的能力と将来に会計専門職として備えるべき高い倫理観を十分に体得していること、別言すれば(3)会計大学院で学習すべきコア・カリキュラムの水準に達していることを意味する。すなわち、国内で設立された主要な会計大学院が理想として求めている大学院らしい専門職教育の水準に到達することをミニマムの目標とした。したがって、「世界に通用する」という修飾語を英語即戦力という意味では使っていない。

一方、「理論と実務に習熟した」という言葉は多義的であるが、本会計大学院はこの言葉に独自の教育目的を付与している。本会計大学院は、その固有の目的を「世界のリーダーたりうる公認会計士」の養成と明文化している。具体的には、監査界、産業界、官公庁のリーダーの養成を目的としている。そして、各界でリーダーになるための素養を「××に強い公認会計士」と表現している。具体的には、財務に強い、ITに強い、法律に強い、経営に強い、行政に強い、という5つのキーワードが入る。本会計大学院のこうした独自の教育目的を「知のペンタゴン」(基準 1-2-1 で詳説する)と表現している。

以上要するに、本会計大学院は、学生に対して、会計・監査というメインの領域で卓越した水準に達することを求める一方で、5つのサブ領域のいずれかについても卓越した水準に達することを求め、もって、監査界、産業界、官公庁のリーダーたれと求めているのである。こうした教育目的は、本会計大学院のカリキュラム編成やFD活動の指針となり、専任教員の教育上の指導理念となっている。また、非常勤講師に対する要望ともなっている。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育目的は明文化され、学生及び教職員に周知徹底されている。非常勤講師に対してもFD活動を通じて周知徹底している。それゆえ、基準 1-1-1 は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版(4頁)

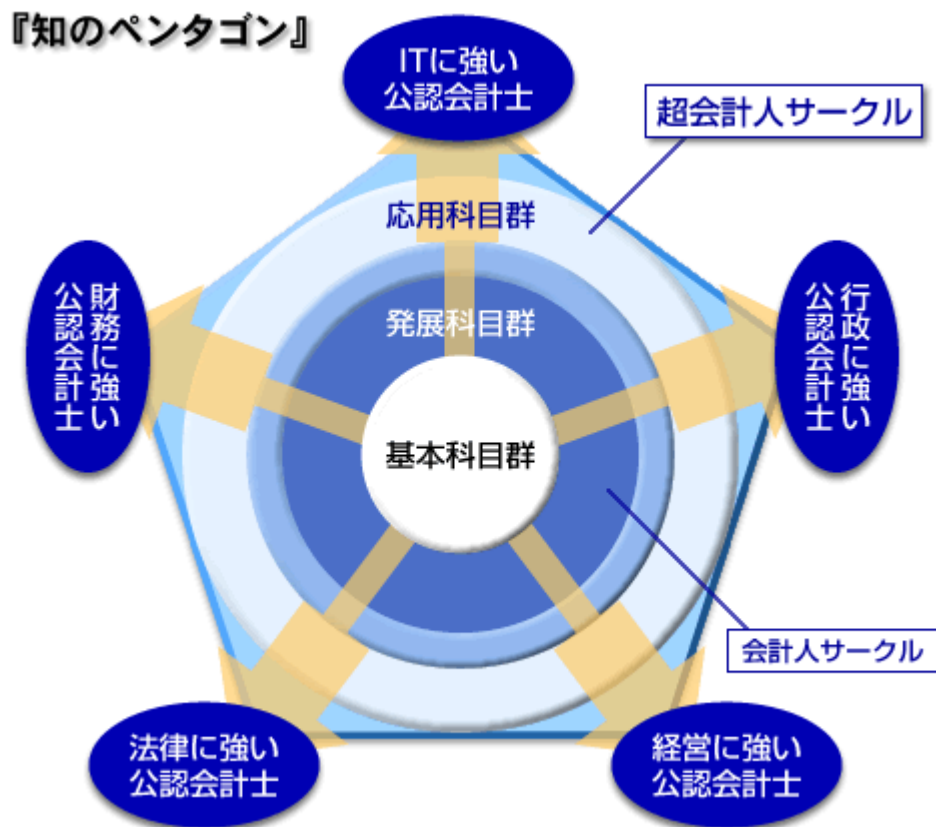
1-2 教育目的の達成

1-2-1

1-1-1 の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計職業人像に適った教育を行うこと。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準 1-1-1 の教育目的を会計職業人像に具体化し、これをカリキュラムに反映させている。まず、「世界に通用する」公認会計士の養成のため、「職業会計士となるための水準の確保」と「公益を意識した職業倫理観の醸成」を最低限の目標としている。これらの目標に「理論と実務に習熟した公認会計士」の養成の観点を加味して、教育内容を決定している。具体的には、「基本科目群」、「発展科目群」、「応用科目群」という3段階の科目群編成としている。会計大学院の学生は当面の目的として公認会計士試験の合格を掲げるが、そうした期待は承知しているが、我々はカリキュラム設計において試験対策的科目に偏向することなく、会計大学院としてあるべき科目の設置を貫くこととした。



http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_id.html より

つぎに、「資格取得後に競争優位を発揮できるための得意領域を持った公認会計士」の養成のために、専門性の高い科目群を多く設置した。また、会計・監査というコアの領域以外に得意領域を持った公認会計士であって欲しいとの願いを実現させるために、学生に対して5つの戦略的分野（「財務の領域」、「ITの領域」、「法律の領域」、「経営の領域」、「行政の領域」）を提示し、履修の際の参考としている。

こうして提示された関心領域を「知のペンタゴン」と称している。つぎに、引用図における「会計人」と「超会計人」の差異は、形式的には習得知識の差であるが、実質的には卓越した能力を有するか否かに求められる。

以上述べた人材育成の目的を実現するために、専任教員による具体的アドバイス等を可能とする個別演習科目（1年次生に対するアカデミック・ソリューションと2年次生に対するプロフェッショナル・ソリューション）を用意し、学生一人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるようにしている。

【点検・自己評価】

本会計大学院はその教育目的を達成するために、目的適的なカリキュラムや学習環境を整備し、全教員が目的達成のための教育を行っている。よって、基準 1-2-1 は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版（2～3頁）

1-2-2

1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準 1-2-1 で明らかにしたように、教育目的を具体化した養成すべき会計職業人像を想定して人材育成の目的を実現するため、次のようにカリキュラムを編成している。

つまり、基準 1-2-1 で述べた3段階（基礎・発展・応用）の科目群の設定とこれら科目群における理論科目と実践科目の最適な配置、基準主たる専門分野である会計系科目5系列と（戦略的に得意分野を作るために）第二の専門分野に対応する非会計系科目5系列の設定、基準これら10系列に属さない横断科目等、そして基準教員から学生へのきめ細かい指導とアドバイスを可能とする個別演習科目から構成されている。

科目群

- (1) 基本科目群（必修科目）…………… 会計専門職のための導入教育
- (2) 発展科目群（選択必修科目）……… 会計専門職としての基礎的実務対応教育
- (3) 応用科目群（選択科目）…………… 会計専門職としての実践的実務適応教育

* 各科目群は理論科目と実践科目から構成されている。

科目系列

- (1) 会計系科目系列…………… 財務会計系、管理会計系、税務会計系、公会計系、監査系
- (2) 非会計系科目系列…………… 法律系、経営系、ファイナンス系、経済・統計系、IT・ビジネススキル系

横断科目 会計専門職業倫理、会計専門職業数学、特殊講義

個別演習科目 アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・
修士論文

* 論文指導・修士論文は特にこれを選択した者に対してのみ行われる。

カリキュラムの特徴



<成績評価について>

本会計大学院では、科目群ごとに評価方法（試験・レポート等）や成績評価（相対評価、絶対評価）に関する基準を設け、成績評価を厳密に行っている。

成績評価の基準はシラバスで明確にし、厳密に行っている。

成績評価に関連して試験方法と評価方法を原則として下表のとおり行っている。

試験方法	評価方法
[基本科目] 筆記試験。	[基本科目] 相対評価とし、1クラスにおける各評価段階（秀～可及び不合格）の割合を定める。
[発展科目] - 理論科目 - 筆記試験。 - 実践科目 - 特に指定はない。 - 個別演習科目 - 特に指定はない。	[発展科目] - 理論科目 - 受講生が相当人数（20名程度を目安とする）の場合、可能な限り相対評価（秀～可及び不合格）で評価を行う。 - 実践科目 - 原則として絶対評価。 - 個別演習科目 - 原則として絶対評価。

<p>[応用科目]</p> <p>- 理論科目 -</p> <p>筆記試験。</p> <p>- 実践科目 -</p> <p>特に指定はない。</p>	<p>[応用科目]</p> <p>原則として絶対評価。</p>
--	-----------------------------------

『出講の手引き』2008年版に基づいて作成している。

本会計大学院の教育の中心に位置づけられる基本科目群全科目の成績分布を示すと次表のとおりとなる。本会計大学院では基本科目群の全科目が必修科目であることから、全担当教員に厳格な相対評価を求めている。

	A (秀)	B (優)	C (良)	D (可)	不合格
2006年度	12.32%	21.92%	45.29%	13.77%	6.70%
2007年度	14.09%	22.45%	44.01%	13.53%	5.93%
2008年度	14.49%	20.44%	36.99%	16.80%	11.28%
3年平均	13.63%	21.60%	42.10%	14.70%	7.97%

本報告書「データ・資料編」掲載の「基本科目の成績評価分布状況」に基づき平均値を算出。

2006年度と2007年度はA、B、C、D、不合格の評語。

2008年度からは秀、優、良、可、不合格の評語。

A (秀) は 90 点以上、B (優) は 80 点以上、C (良) は 70 点以上、D (可) は 60 点以上。

< 修了認定について >

本会計大学院における修了要件は次のとおりであり、厳格な成績評価の結果として認定が行われている。

以下の科目を含め 54 単位以上修得しなければならないものとする。

- (1) 基本科目群から必修科目 16 単位
- (2) 発展科目群から実践科目群 6 単位以上を含めて 24 単位
- (3) 応用科目群から実践科目群 2 単位以上を含めて 12 単位

【点検・自己評価】

以上により、基準 1-2-2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

- 1 . 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
- 2 . 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版(5頁)
- 3 . 『会計専門職大学院要覧』2008年版(8頁、45頁)
- 4 . 『会計専門職大学院講義要項』2008年版
- 5 . 『会計専門職大学院出講の手引き』2008年版

1-2-3

各会計大学院は 1-2-2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状の説明】

関西大学では、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学的な教育・研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価活動を 2 年に 1 度の周期で行ってきた。この全学委員会と協力しつつ、本会計大学院においても自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価活動を行ってきた。

本会計大学院では、研究科執行部、自己点検・評価委員会及び FD 委員会の 3 者が協力して、自己点検・評価活動を充実させるとともに、第三者評価に備えるための準備を行ってきた。本会計大学院の自己点検・評価報告書は、当初より会計大学院評価機構の評価基準や自己評価の手引きに準拠して作成している。これらの活動は、具体的には、2007 年度より学生による授業評価の分析等を FD 活動報告書としてまとめ、ついで 2008 年度より自己点検・評価報告書の作成に取り組んでいる。

本会計大学院は、教育顧問会議を設置し、学外から毎年 5・6 名の顧問に就任していただいている。これら顧問よりの助言等に対し、研究科執行部、自己点検・評価委員会及び FD 委員会が直に対応することとしている。また、毎学期、授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて、科目担当者が評価への対応や当該対応策の有効性を評価し、また科目系列ごとにアンケート結果を総括している。さらに、厳格な成績評価と修了認定を行う観点から、すべての専任教員が、学生の入学前から現在までのすべての成績データを共有し、教員の FD 活動のために設置された能力開発室を拠点として、日常から意見交換が行われ、教員間の相互牽制も機能している。

また、本会計大学院の特徴となっているアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューション（個別演習科目）では専任教員と学生との交流が盛んであり、専任教員は学生から出される希望やクレームを直ちに吸収できるようになっている。学生の希望等のすべてを自動的に取り入れるわけではないが、専任教員の教育改善につなげるきっかけとなっている。

【点検・自己評価】

本会計大学院では、自己点検・評価活動、授業評価、教育顧問会議、ソリューション等での学生の意見吸収及び多角的に実施している FD 活動を通じて明確になった課題に順次取り組み、カリキュラムの改訂、成績評価の見直し（厳格化）、出講の手引きの改訂に結び付けてきた。よって、本基準 1-2-3 は満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院授業評価アンケート結果報告書』（FD 活動報告書第 1 号、平成 18 年度春学期）
2. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 2 号（平成 18 年度秋学期、平成 19 年度春学期）
3. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 3 号（平成 19 年度秋学期）
4. 『会計専門職大学院自己点検評価報告書』第 1 号

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

【現状の説明】

解釈指針 2-1-1-1 に対応する【現状の説明】で詳述しているように、本会計大学院の教育課程は、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであることを重視している。

【点検・自己評価】

解釈指針 2-1-1-1 に対応する【点検・自己評価】で詳述しているように、本会計大学院の教育課程は、本基準 2-1-1 を満たしていると判断している。

解釈指針 2-1-1-1

会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。教育課程は、会計職業人の理想像を明確にし、その養成にふさわしい教育内容をもとに編成する。

【現状の説明】

本会計大学院では本学の教育理念である「学の実化」を会計教育において実施するため、高度の会計専門職業人として公認会計士を念頭に置いている。ここに公認会計士は具体的な職業であり、かつ多様な会計専門職の象徴としている。社会が会計大学院の設置を望む理由として、資格取得のみに特化した学習を経て公認会計士となることへの批判があるが、本会計大学院もこのことは肝に銘じて、大学院教育として望まれる教育を行っている。その上で、すべての会計専門職の象徴として公認会計士を置いている。そして、学生に対しては、会計・監査の領域以外に誰にも負けない第二の専門領域を持つように指導している。その戦略的領域が「財務」、「IT」、「法律」、「経営」そして「行政」の5領域（「知のペンタゴン」）である。これらの得意領域を作るために、学生に対しては入学時に5領域の履修モデルを示し、教員（非常勤を含む）に対しては『出講の手引き』で履修モデルを示し、学習設計とキャリア設計の判断材料としている。

近年、監査界以外からも会計大学院修了生に対する広範な期待が寄せられている。しかし、その場合でも、産業界や官公庁が希望する修了生が公認会計士試験に合格していれば申し分ないし、仮に合格していなくても同水準まで勉強していることが望ましいとする現実的な要請があることを専任教員は自覚している。そういう意味では養成すべき人材像として公認会計士を掲げることはすべての社会的要請にかなっていると考えている。公認会計士の養成を前面に出すと受験指導に偏向した教育に相違ないと決めてかかる向きのあるのも承知しているが、そうした弊害をなくそうと立ち上げられた会計大学院の

運動にも参画した本会計大学院は、設立の趣旨を忘れるはずもない。そうした信念に基づいて、基準1-2-1(教育目的)でも説明したように、会計職業人の理想像を念頭に置いたカリキュラムを編成している。

第1章での説明と重複する内容もあるが、教育目的から誘導される教育内容を説明する。象徴としての公認会計士は一つの資格・職業であるのであって、現実にはそれ以外の多様な会計専門職(税理士、企業や官公庁における職場の会計専門家、さらには研究者や教育者)がある。これらすべての種類の会計専門職のいずれにとっても、最小限必要と思われる知識を習得するために、必修科目として基本科目群(8~9科目)を設定し、原則として、1年次に配当している。他の会計大学院との比較では科目数の設定が少ないかもしれないが、設定した全科目は2クラスに分けられ、学生の習熟度に応じてクラスの選択ができる。また全科目ともすべての回の講義を録画し、学習支援システムCEASを通じて配信している。さらに基本科目を学習の中心に据えるように全科目とも、原則として、第2時限か第3時限に開講している。

基本科目群の次に学習してほしい科目群を発展科目群としているが、基本科目群を全科目必修にして科目数を絞り込んだこととの関連で、発展科目群の科目数はやや多くなっている。この群では公認会計士試験に直結する科目は少ないが、本会計大学院では、基本科目群の習得だけでは十分と考えていないので、これら発展科目群を選択必修としている。つまり実質的には基本科目として設定して構わない科目もこの群に置かれていることを重視して、全科目を選択必修としている。

これらに対して応用科目群は学生が戦略的競争優位を勝ち取るためにより一層高度な専門的内容を備えた科目を選択科目として配置している。学生は基本科目や発展科目の中の公認会計士試験関連科目にのみ関心を示し、発展科目や応用科目に関心を示さないため履修者が極端に少ない会計大学院もあると聞かすが、本会計大学院では幸いにしてそうした事態には至っていない。履修生の少ない科目は存在するが、不開講の科目は初年度の1科目のみであった。

さらに特筆すべきは、本会計大学院では、個別演習科目として専任教員ごとにクラスを分け、1年次に「アカデミック・ソリューション」を、2年次に「プロフェッショナル・ソリューション」を置いている点を指摘する必要がある。学部におけるゼミとはその趣旨が異なる。「アカデミック・ソリューション」では、他の科目では十分に対応できない能力の養成として、思考力、討論力、表現力などを実地訓練させている。また、個々の学生の学習上の悩みを解決すべく様々な試みが行われている。ゼミとせず、ソリューションとした所以である。また、「プロフェッショナル・ソリューション」では、専任教員が、将来のキャリアデザインの設計を支援し、戦略的競争優位を獲得するための道筋などを指導している。そのため、旧来の研究大学院の学生のように個別テーマの研究に関心をもちだす学生も出てくる。以上の2種のソリューションについては、学生と教員の関係が固定しないように、学期ごとのクラス変更も可能にしている。また、時間外における自主的な演習やソリューション間の交流も行われている。

最後に、本会計大学院の今一つの特徴として「論文指導・修士論文」という科目を選択必修として置いていることを指摘できる。税理士試験の科目免除のためにこれらの科目を履修するだろうと予想されるかもしれないが、その理由にとどまらず、博士課程に進学したいので必要だからという理由、修士課程の学習の到達点として書きたいという理由もある。毎年、5名から10名の範囲で履修があるが、実際には、1期生で6名、2期生で3名が修士論文を完成させた。

以上要するに、本会計大学院は養成しようとする人材像と教育目的と教育内容が整合的であることが

ら、段階的な学習も可能であるし、戦略的な学習も可能となっている。その証拠に、公認会計士試験に直結しない科目であっても、熱心に学習する学生がいる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教員は学生に対してどの分野で優位性を確立するつもりかを常に問いかけており、ソリューション（演習）を通じて体系的学習やキャリア設計の指導と支援を行っている。公認会計士をめざす学生に対しても、そうでない学生に対しても十分に対応できる教育を行っている。よって、本指針 2-1-1-1 を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008 年版
3. 『会計専門職大学院出講の手引き』所収の「会計専門職大学院履修モデル」2008 年版（13 頁）

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

- (1) 基本科目
- (2) 発展科目
- (3) 応用・実践科目

【現状の説明】

本会計大学院では、授業科目が、「基本科目群」「発展科目群」「応用科目群」の 3 つの科目群から構成されている。各々については解釈指針ごとに説明する。これら 3 つの段階的科目群は、他方で 10 の系列等（等は、横断科目及び個別演習科目）に再分類されている。

学生が段階的に科目を履修し、十分な学習効果を得るため、本会計大学院では進級要件を定めている。基本科目群の 1 年次配当科目のうち 10 単位（各科目は 2 単位）以上を含む 18 単位を修得できていない場合、2 年次配当科目を履修することができない。

授業形態については、基本科目群を能力別に 2 クラス編成とし、通常の講義形態となっているが、発展科目ならびに応用・実践科目では、一定の事例研究とそれに対するディベート形式やケース・スタディ方式が積極的に取り入れられ、学生の評価と連動するように志向されている。

以上を踏まえて、学生は 3 段階科目群・10 系列科目群のマトリックス構造の中から適切に履修することが求められるが、その際、「知のペンタゴン」として示した戦略的 5 分野に対応する履修モデルを参考にし、ソリューションの教員等からの助言を得て、履修している。

科目配置表

系統	基本科目群	発展科目群	応用科目群
財務会計系	上級簿記	会計基準論	英文会計論

	上級財務会計論	会計制度論 特殊簿記 国際会計基準論 国際会計制度論 会計事例研究 ディスクロージャー実務	会計戦略論 無形資産会計論 金融商品会計論 企業結合会計 国際会計事例研究
管理会計系	上級原価計算論 上級管理会計論	戦略管理会計論 企業分析論 コストマネジメント論 管理会計事例研究	企業価値マネジメント論 会計情報システム 国際管理会計事例研究
税務会計系		上級税務会計論 租税法会計論 上級税務戦略論 税務会計事例研究	国際税務戦略論 国際税務会計事例研究
公会計系		公会計理論 公監査論 政府・自治体会計論	非営利会計論 国際公会計制度論 公会計・公監査事例研究
監査系	監査制度論 監査基準	監査実施論 監査報告論 国際監査制度論 監査事例研究	保証業務論 内部監査論 不正摘発監査論 国際監査事例研究
法律系	企業法	商法 中級会社法 民法（総則・物権） 金融商品取引法 上級会社法 租税法理論 民法（債権） 判例演習	法人税法 行政法
経営系		経営学理論 実践経営管理論 経営戦略論 経営組織論 起業・株式公開事例研究	プロダクト・マネジメント論 国際経営論 企業再生事例研究
ファイナンス系		インベストメント論 コーポレート・ファイナンス論	中小企業金融論 リスク分析論

		インベスター・リレーションズ論 資本市場論	国際財務戦略論
経済・統計系		ミクロ経済学 統計学 マクロ経済学	公共経済学
IT・ビジネス スキル系		基本会計プログラム演習 基本監査プログラム演習 実践会計プログラム演習 実践監査プログラム演習	X B R L 論 リサーチ・メソドロジー 国際コミュニケーション論
横断科目	会計専門職業倫理	会計専門職業数学	特殊講義(企業経営を 取り巻く会計 の課題と方向) 特殊講義(りそな銀行 寄付講座 タ ーンアラウンド論)
個別演習科目	アカデミック・ソリューション プロフェッショナル・ソリューション 論文指導・修士論文		

【点検・自己評価】

解釈指針 2-1-2-1 から解釈指針 2-1-2-4 で詳細に述べているように、それら解釈指針を満たすとともに、本会計大学院の教育課程は、全体としても本基準 2-1-2 を満たしていると判断している。

解釈指針 2-1-2-1

基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT 分野、法律分野等の各分野について、基本的な授業科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。

【現状の説明】

本会計大学院における基本科目群は、会計専門職教育における導入教育部分を担っており、すべて必修科目である。内訳は、1 年次配当科目として、上級簿記（財務会計系）、上級財務会計（財務会計系）、上級原価計算（管理会計系）、上級管理会計（管理会計系）、監査基準（監査系）、監査制度論（監査系）、企業法（法律系）の 7 科目、2 年次配当科目として、会計専門職業倫理（横断科目）の 1 科目、合計 8 科目である。

財務会計系	2 科目
管理会計系	2 科目
税務会計系	0 科目
公会計系	0 科目

監査系	2 科目
法律系	1 科目
経営系	0 科目
ファイナンス系	0 科目
経済・統計系	0 科目
IT・ビジネススキル系	0 科目
横断科目	1 科目

これら諸科目に「上級」が付されている理由は学部レベルの知識を中級と位置づけ、それらの知識の確認を行うとともに、会計職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的としていることを明確に示している。「上級」を付していない科目については、中級レベルからの教育を行っていることを意味している。

本解釈指針では、経済経営分野、IT分野の科目についても複数科目を「基本的な科目」とし、選択必修科目とすることが望ましいと述べているが、本会計大学院は本解釈指針を逸脱しておらず、「基本科目」を必修科目に限定する方針を採用している（「基本的な科目」のうち必修科目とすべき科目を「基本科目」と称している）ため、経済経営分野やIT分野の「基本的な科目」については発展科目とし、かつ選択必修としているという科目配置の差異に過ぎず、これら分野においても段階的学習を求めていることに変わりはない。

【点検・自己評価】

以上により、本解釈指針 2-1-2-1 を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008 年版

解釈指針 2-1-2-2

発展科目は、基本科目に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。基本科目の各授業科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目にない専門科目についても複数の授業科目を配置する。これらの授業科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。

【現状の説明】

本会計大学院における発展科目群は、会計専門職として基礎的な実務対応能力を習得するための科目群であり、すべて選択必修科目である。これらは基本科目の内容を前提としてより高度な科目として位置づけられており、以下で示すように1年次及び2年次にバランスよく配置されている。なお、国際的に通用する知識を身につける必要性に鑑み、発展科目に国際会計基準論、国際会計制度論及び国際監査制度論を置く。なお、これらの科目のみならず、すべての個々の科目の中で常に国際的に通用する知識

の習得は心がけられている。

配当科目数は 50 科目で、内訳は、理論科目 35 科目（1 年次配当 17 科目、2 年次配当 18 科目）実践科目 11 科目（1 年次配当 5 科目、2 年次配当 6 科目）横断科目 1 科目（1 年次配当）個別演習科目 3 科目（1 年次配当 1 科目、2 年次配当 2 科目）である。また、基準 2-1-2 に掲載した 10 の系統別 / 3 つの群別の科目配置表で確認できるように、系統別にも、群別にも科目をバランスよく配置している。

財務会計系	7 科目	（うち、実践 2）
管理会計系	4 科目	（うち、実践 1）
税務会計系	4 科目	（うち、実践 1）
公会計系	3 科目	
監査系	4 科目	（うち、実践 1）
法律系	8 科目	（うち、実践 2）
経営系	5 科目	
ファイナンス系	4 科目	
経済・統計系	3 科目	
IT・ビジネススキル系	4 科目	（うち、実践 4）
横断科目	1 科目	

基本科目を置かない諸分野においても発展科目群と応用科目群とに適切に科目を配置しているので段階的学習は確保できている。

【点検・自己評価】

以上により、本解釈指針 2-1-2-2 を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008 年版

解釈指針 2-1-2-3

応用・実践科目は、会計職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れる。これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。

【現状の説明】

本会計大学院における応用科目群は、会計専門職として実践的な実務適応能力を習得するための科目群であり、すべて選択科目である。科目数は 32 科目で、特殊講義を除きすべて 2 年次配当科目である。内訳は、理論科目 22 科目、実践科目 8 科目、横断科目 2 科目である。

財務会計系	6 科目	（うち、実践 1）
-------	------	-----------

管理会計系	3科目 (うち、実践1)
税務会計系	2科目 (うち、実践1)
公会計系	3科目 (うち、実践1)
監査系	4科目 (うち、実践1)
法律系	2科目
経営系	3科目
ファイナンス系	3科目 (うち、実践1)
経済・統計系	1科目
IT・ビジネススキル系	3科目 (うち、実践2)
横断科目	2科目

応用科目群では、基本科目群及び発展科目群あるいは発展科目群で得た知識の基盤の上に、実践性の高い事例研究等を配置し、事例研究と称しない科目においても、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的としている。

【点検・自己評価】

以上により、本解釈指針 2-1-2-3 を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

解釈指針 2-1-2-4

それぞれの実質的内容に応じて、各授業科目が各授業科目群に適切に配置されていること。

【現状の説明】

財務会計系 15 科目は、この系列で基礎となる上級簿記と上級財務会計論を基本科目群に、第二段階として特殊簿記、会計基準論と会計制度論、国際会計基準論と国際会計制度論、そして会計事例研究とディスクロージャー実務を配置している。すなわち、簿記については、基本科目と発展科目で一通りの知識が身に付く。財務会計については、基本科目として上級財務会計論を学習した後、発展科目として我が国の会計基準と会計制度、国際的な会計基準と会計制度、さらには実践科目を 2 科目配置している。ついで第三段階としては、最先端研究・実践領域から、無形資産会計論、金融商品会計論、企業結合会計などの科目を配置している。

このような三段階積み上げ方式を採用している系列は、管理会計系 9 科目、監査系 10 科目、法律系 11 科目である。管理会計系では、基本科目に上級原価計算論と上級管理会計論を配置している。第二段階の発展科目としては戦略管理会計論、企業分析論、コストマネジメント論、管理会計事例研究を配置しており、ここまでで一通りの知識が身に付く。その後、第三段階としてより高度な企業価値マネジメント論等を配置している。監査系では、基本科目に監査制度論と監査基準を配置し、第二段階の発展科目としては監査実施論と監査報告論、国際監査制度論と監査事例研究を配置しており、ここまでで一通

りの知識が身に付く。そして、第三段階としての応用科目に保証業務論等が配置されている。法律系では、基本科目に企業法が配置されている。第二段階の発展科目としては、企業法の発展科目として金融商品取引法や上級会社法が、また租税法理論等が配置されている。第三段階では法人税法等が配置されている。

これらとは異なり、税務会計系 6 科目、公会計系 6 科目、経営系 8 科目、ファイナンス系 7 科目、経済・統計系 4 科目、IT・ビジネスコミュニケーション系 7 科目は、発展科目と応用科目の 2 段階に配置されている。しかし、2 学年は 4 学期あるため、これら系統の教員は 4 学期で段階的に履修できるように科目の開講学期を工夫するようにしている。

以上で分かるように、本会計大学院では実践系科目（実務・事例研究、実践演習、判例演習等）を応用科目に集中させているわけではない。多くの場合、発展科目として国内の事例等を学び、応用科目として国際的な事例等を学ぶことができるように配慮している。また、国際関係・英語関係を集中的に学習したい学生に対してはその機会を提供している。

総数 90 科目はこのように周到に配置を決定しているので、積み上げ式の学習要望に対しても、特定テーマの戦略的な学習要望に対しても対応できるように、科目内容の実質を考慮している。

【点検・自己評価】

各授業科目はその実質的内容にしたがって全員が学ぶべき基本科目群、実務対応能力を習得するための発展科目群、実践的な実務的適応能力を養う応用科目群のいずれかに配置している。よって、本解釈指針 2-1-2-4 を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008 年版
2. 『会計専門職大学院要覧』2008 年版

2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、その設立の趣旨に則り、会計分野を中心に授業科目を配置するが、同時に、教育理念や育成すべき人材像に照らして、会計分野以外の幅広い授業科目も段階的履修が可能なように配置している。詳細は解釈指針 2-1-3-1 と 2-1-3-2 に対する回答に示しているとおりである。

本会計大学院では、設立当初より、学生に対して会計分野と非会計分野の適度なミックスでの履修を薦めてきており、たとえば公認会計士試験に直結するとみなしうる科目にのみ履修が集中し、多くの科目につき履修がないといった現象は見られない。その意味でも、所期の目論見どおりに履修されている

ものと考えられる。

【点検・自己評価】

解釈指針 2-1-3-1 と 2-1-3-2 に対して回答したように、本基準 2-1-3 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008 年版
3. 『会計専門職大学院講義要項』2008 年版

解釈指針 2-1-3-1
 会計分野（財務会計、管理会計、監査）の授業科目を重点的に配置すること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業科目数は、基本科目群が 8 科目（うち 1 年次配当 7 科目、2 年次配当 1 科目）、発展科目群が 50 科目（うち 1 年次配当 24 科目、2 年次配当 22 科目）、応用科目が 32 科目（すべて 2 年次配当科目）で、合計 90 科目である。

これらについては、解釈指針のとおり会計分野の授業科目が重点的に配置されている。

	基本科目群	発展科目群	応用科目群	比率	個別演習科目及び論文指導
会計分野	6	19	15	40 (44.5%)	3 (3.3%)
非会計分野	2	28	17	47 (52.2%)	
合計	8	47	32	87 (96.7%)	90 (100%)

本表の作成に当たって、便宜的に、公会計は財務会計から除き、非会計分野に含めて表示している。また、発展科目に属するアカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文の 3 科目はそれぞれ担当教員の数だけのクラスが開講されるが、それゆえ、会計分野と非会計分野の両方にまたがっているため、これらを除いた 87 科目でいったん会計科目と非会計科目の比率を出している。

なお、公会計を会計分野に含め、IT・ビジネススキル分野の会計・監査関連 4 科目も会計分野に含め、個別演習科目及び論文指導の 3 科目を会計 8：非会計 2 で按分して示すと、下表のようになる。

	基本科目群	発展科目群	応用科目群	個別演習科目及び論文指導	合計
会計分野	6	26	18	2.4	52.4 (58.2%)
非会計分野	2	21	14	0.6	37.6 (41.8%)
合計	8	47	32	3	90 (100%)

【点検・自己評価】

現状の説明に書いたとおり、会計科目を重点的に配置していることが確認できるので、本会計大学院

は本解釈指針を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

解釈指針 2-1-3-2

会計職業人が備えるべき資質・能力の観点から、上記の会計分野以外の幅広い授業科目を設置することが望ましい。

【現状の説明】

解釈指針 2-1-3-1 に応えて示した表にあるとおり、非会計分野についても科目数で 47 科目 54% を占め、非会計分野を絞り込んでみても 37 科目 43% を占めることが確認できる。

【点検・自己評価】

解釈指針 2-1-3-2 のとおり会計分野以外の幅広い授業科目を配置している。

解釈指針 2-1-3-1 に応えて示したように、会計分野を広く捉えたときにでも非会計科目は 43% を占め、会計分野を狭く捉えたときには 54% を占めている。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計専門職業人にとって最も肝要となる基本科目群を主に 1 年次春学期に集中配置し、当該基本的知識を習得した上で、原則として、1 年次秋学期より選択必修科目である発展科目群と選択科目である応用科目群に進むように積上げ式の段階的な設計がなされている。

本会計大学院の修了所要単位数は 54 単位である。また、1 年間の履修制限を 36 単位としている。個別演習科目に属するアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューションは通年(30 週)で 2 単位とし、論文指導・修士論文は通年(30 週)で 4 単位とするが、これら科目以外のすべての科目は半期(春学期又は秋学期)15 週で 2 単位としている。

【点検・自己評価】

以上により授業時間の設定と単位数については、学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切である。それゆえ、本会計大学院は本基準 2-1-4 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008 年版

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

【現状の説明】

解釈指針 3-1-1-1 から 3-1-1-3 に照らして説明したように、圧倒的多数のクラスが少人数であり、双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われる環境が確保されている。

【点検・自己評価】

解釈指針 3-1-1-1 から 3-1-1-3 に照らして点検・自己評価したように、本会計大学院は本基準 3-1-1 を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 「2008 年度授業科目担任者一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)
2. 「平成 20 年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)

解釈指針 3-1-1-1

会計大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質又は教育課程上の位置付けにかんがみて、基準 3-1-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

【現状の説明】

2008 年度における開講科目 90 科目 125 クラスの総履修者数は 2357 人であり、1 クラス当たり平均は 18.9 人であった。この人数は双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために適切な規模である。

これら 90 科目のうち、特に学生数管理が求められる基本科目(必修科目)については、8 科目 16 クラス(1 科目につき 2 クラス開講)の総履修者数は 509 人であり、1 クラス平均は 31.9 人であった。また、この 16 クラスにつき実数で確認すると、最小人数のクラスが 29 人、最大人数のクラスが 36 人と、人数管理が徹底されている。すなわち、基本科目については基準 3-1-1 に適合する数の学生に対して授業が行われている。

つぎに、本会計大学院の特色である個別演習科目につき要約しておく。個別演習の色彩の最も強い 1 年次生向けのアカデミック・ソリューションについては 9 クラスの総履修者数が 57 人であり 1 クラス平均は 6.3 人、2 年次生向けのプロフェッショナル・ソリューションについては 9 クラスの総履修者数が 38 人であり 1 クラス平均が 4.2 人であった。また論文指導・修士論文は 4 クラスの総履修者数が 7 人であり 1 クラス平均は 1.8 人であった。これら 3 科目は専任教員 10 人(研究者教員 8 人、実務家教

員 2 人) が各々クラスを開設しているので履修対象は 10 クラスであるが、この年度は教員の国内研修のためソリューションが 1 クラス開講されていなかった。要するに、個別指導色の強いこれら 3 科目については、少人数教育が徹底されている。

【点検・自己評価】

全クラスの平均が 18.9 人である。基本科目のクラス平均は 31.9 人である。個別演習科目はさらに平均人数が少ない。このように本解釈指針を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 「2008 年度授業科目担任者一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)
2. 「平成 20 年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)

解釈指針 3-1-1-2

基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生(以下、合わせて「他専攻等の学生」という。)及び科目等履修生。

【現状の説明】

本会計大学院の場合、再履修の学生が実績値で年平均 1 名であること、他専攻等の学生も限られている(過去 3 年間に 1 名である)ことから、いずれのクラスにおいても該当事例がないか、あっても 1 名である。それゆえ、解釈指針 3-1-1-1 の分析はここでも異なることはなく、それゆえ、再履修及び他専攻等の学生の影響はないといえる。

【点検・自己評価】

この解釈指針を考慮しても、基準 3-1-1 の判断に影響はない。

解釈指針 3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による会計大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

【現状の説明】

関西大学大学院では他専攻等への開放と、科目等履修生への開放は別の概念として扱っている。本会計大学院内での他専攻への開放科目は、特殊講義 2 科目(うち 1 科目は寄附講座)と応用科目のうちの中小企業金融論(これも寄附講座)の 3 科目に限定されている。現在までの 3 年間で受講実績はない。一方、科目等履修生向けの開講科目は資料に添付したように 31 科目に及ぶ、これら科目には基本科目や個別演習科目は含まれていない。なお、現在までの 3 年間で 1 名の受講実績があるのみである。

【点検・自己評価】

広く社会に或いは学内の他専攻に科目を開放する仕組みを整えている。また、その際に、本会計大学院の基本科目等への影響を避けるようにしている。その意味で、本解釈指針を満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(69頁)
2. 『科目等履修生募集要項』

3-2 授業の方法

3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

【現状の説明】

解釈指針 3-2-1-1 から 3-2-1-5 に対応して説明しているように、本基準 3-2-1 が示す考慮事項がすべて具体的に行われている。

【点検・自己評価】

本基準は満たしていると判断する。

解釈指針3-2-1-1

「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院は、「専門的な会計知識」を解釈指針 3-2-1-1 に示されたとおりに理解している。基本的には授業科目担当者が科目の水準と範囲を定めている。しかし相互にチェック可能な科目については日常の意見交換やFDを通じて科目の水準や範囲が改訂される。もちろんその水準と範囲を教える方法については多様であり、担当者が重点の置き所を変えている。これらについては講義要項で確認できる。

【点検・自己評価】

本解釈指針は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

解釈指針3-2-1-2

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

【現状の説明】

「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計職業人として必要な能力」とは、解釈指針3-2-1-2に示されたとおりに理解している。その能力を身に着けるため、本会計大学院では、1年次配当のアカデミック・ソリューションと2年次配当のプロフェッショナル・ソリューションがある。アカデミック・ソリューションでは一般的な学習能力が鍛えられ、プロフェッショナル・ソリューションでは将来の職業を見据えた戦略的学習能力が鍛えられる。

ソリューションといった個別演習科目以外では、一般的に、発展科目群と応用科目群がより具体的な事例に即した問題解決の訓練が行われている。

【点検・自己評価】

本解釈指針は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論(教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。)、実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

応用・実践科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、比較的受講者数の多い科目を除いては、基本的に双方向的又は多報告的な討論が

行われている。まず個別演習科目に属する3科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション及び論文指導・修士論文）については、原則として、双方向的又は多方向的な授業が確実に行われている。これらの個別演習科目以外の科目では、事例研究、判例演習及び実践演習などの科目では、双方向的又は多方向的な討論が行われている。とりわけ、IT・ビジネススキル系統の諸科目は実際に会計や監査のソフトを使用し、実際にデータを処理させるなど、実践を想定した訓練が行われている。

なお、本会計大学院の教員は、本解釈指針にいう「授業科目の性質に応じた適切な方法」を、本解釈指針に示されたとおりに理解している。すなわち、1年次配当のアカデミック・ソリューションと2年次配当のプロフェッショナル・ソリューションでは、担当教員の個性が出るものの、いずれの担当クラスにおいても活発な討論と工夫された報告などの機会が十分に確保されている。

【点検・自己評価】

本解釈指針は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

解釈指針3-2-1-4

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

【現状の説明】

解釈指針3-2-1-4の(1)については、学期ごとに履修上限を18単位としているので、上限まで履修したとして週に9コマ(1日平均1.5コマ)の講義を受けることになる。さらに、通常の講義時間帯は、1~5時限まで(夜間は不開講)としており、1年次配当の必修科目は2~3時限、理論・実践科目は2~4時限、個別演習科目(アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文)は5時限に、配置している。このような時間割方針により、学生は自習時間を確保しやすくしている。

(2)については、すべての科目担当者がシラバスを作成し、それに基づいて講義を行っているので、各回の講義内容は事前に周知されている。加えて、教員は次回講義につき予告など(必要に応じて資料配布)が行われており、この点でも予習事項等は周知されている。また、(3)については、教員の個性もでるが、基本的にどの教員も予習・復習の指示を出している。

その(2)と(3)に関連して、学内ネットを通じた学生との双方向的学習支援システムが2種類稼

動しており、これらにより情報等の周知徹底が行われている。そのシステムの第一はインフォメーションシステムと呼ばれ、教員及び事務から情報発信する場合の公式手段として活用されている。他方、CEASと呼ばれるシステムも存在しており、こちらでは基本科目（必修科目）等の講義を撮影し、その映像をWEBベースで配信している。その目的は講義の出席者に対しては復習の機会を、欠席者には講義の補完の機会を提供することにある。それゆえ、学生も教員も撮影されている授業については閲覧可能である。

（４）については、学生の人数以上の自習机（キャレル）が配備された自習室が用意され、加えて、会計大学院専用の図書閲覧室、同室内におけるパソコンを通じたデータベース・アクセスの確保など、十分に配慮されている。これら自習ゾーンは24時間オープンとしているので、学生の多様な学習パターンに基本的に対応できる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の学生が事前・事後の学習を効果的に行うための環境整備は整えられている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008年版（12頁、26頁）
2. 『会計専門職大学院講義要項』2008年版

解釈指針 3-2-1-5

（集中講義を実施する場合のみ）集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、基本的に、集中講義はほとんどない。2008年度は「実践監査プログラム」1科目であった。そこで、集中講義を実施する場合には、受講者側の負担を考慮して8月に開講し、かつ、一日に行われる授業時間数を少なくなるように要請し、その通り実行された。

【点検・自己評価】

学習時間の確保が行われていると考えられるため、本解釈指針 3-2-1-5 は満たしていると判断している。

【参考資料】

1. 2008年度時間割

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

【現状の説明】

解釈指針 3-3-1-1 に対して説明しているように、戦略的な学習が可能であることを具体的に示す履修モデルを提示するなど、専門職大学院にふさわしい学習が可能となるように配慮した上で、履修登録上の上限（第 1 年次 36 単位、第 2 年次 36 単位）を設けている。

【点検・自己評価】

解釈指針 3-3-1-1 に対して説明しているように、本会計大学院は本基準 3-3-1 を満たしていると判断している。

解釈指針3-3-1-1

会計大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次における履修登録可能な単位数の上限を各会計大学院で適切に設定する。

【現状の説明】

本大学院修了所要単位数は 54 単位であり、その内訳を基本科目 18 単位、発展科目から 24 単位（実践科目 6 単位以上を含む）、応用科目から 12 単位（実践科目 2 単位以上を含む）とし、1 年間の履修制限を 36 単位とする。この結果、学生は最大で 1 週当たり 9 科目（1 科目 2 単位換算した場合）の履修登録が可能であり、授業時間外での事前及び事後の十分な学習時間を確保できるように措置されている。

しかし、以上の枠組みの中で方針もなく履修することはかえって学習時間の不足につながることも考えられる。そこで、本会計大学院では、将来の競争優位となる分野を学生が持てるように 5 つの戦略分野のそれぞれにつき履修モデルを提示している。この履修モデルとソリューションでの指導に従って、学習計画を立てることが出来る。

【点検・自己評価】

単位数、事前事後の学習時間の確保といった点から見て授業が過重負担にならないと判断している。よって、本解釈指針 3-3-1-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008 年版（45 頁）

第4章 成績評価および修了認定

4-1 成績評価

4-1-1

学修の成果に係る評価(以下、「成績評価」という。)が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1)成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

(2)当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

(3)成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

(4)期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、以下に示すように、成績評価において、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績の評価については、学生の能力及び資質を正確に反映すべく、科目ごとに適切に評価方法が定められている。特にいわゆるコア科目といわれる「基本科目」については筆記試験を中心に成績評価が行われる。また、その他の科目(「発展科目」や「応用科目」)も原則として筆記試験を中心に成績評価がなされるが、演習などの科目については、その特性からレポートやディベート等を配慮した成績評価がなされている。これらの成績評価の詳細な基準は各担当教員により講義要綱において明確にされている。

学生の履修登録前(事前)においては、成績評価の基準を客観的に明らかにするために、学生に対する周知は次のように徹底されている。まず、全学生に対して、履修登録の際に、科目ごとに成績の評価方法及びその基準を示した講義要綱を配布している。さらに、学生は、インフォメーションシステムを通じて、その内容を閲覧することができることとなっている。

学生の成績評価後(事後)においては、各教員によって個々の学生に対して成績評価の基準及び成績の分布を示して評価結果の説明がなされる。そのみならず、成績評価の結果に対して異議のある学生は、異議申立ての機会が与えられている。

成績評価のための試験(実施)については、学生の不利益とならないよう、試験実施の時期及び試験実施の方法については、講義要綱に記載され、かつすべての学生に対して配布される。なお、学生は講義要綱をインフォメーションシステムを通じて閲覧することができる。また、試験の監督は、必ず担当教員が行い、かつ必要に応じてS Aの協力を依頼することができることとなっており、試験当日の欠席・急病等の不測の事態に対して対応できるようになっている。なお、これまでに試験において、不正行為を行った者はいない。

【点検・自己評価】

成績評価に関しては、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものであるとして、本会計大学院は基準4-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要綱』2008年版
2. 『会計専門職大学院出講の手引き』2008年版
3. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(12頁、「インフォメーションシステム」について)

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

【現状の説明】

成績評価に関する成績のランク分けおよび各ランクの分布のあり方は、科目の特性に応じて、基本科目群、発展科目群および応用科目群において以下のように詳細に定めている。

(1) 基本科目群については、筆記試験を行い、成績評価は相対評価とし、1クラスにおける各評価段階(秀～可及び不合格)の割合を定めている。成績不良者(可評価および不合格の学生)は、夏休み期間中に再学習し、その後「最終確認テスト」(いわゆる再試験)を受けることができ、「最終確認テスト」の結果を踏まえて、再度成績評価を受ける。

相対評価の計算式は以下のとおりである。

「平均点 + 1」以上を「秀」

「平均点 + 0.5」以上、「平均点 + 1」未満を「優」

「平均点 - 0.5」以上、「平均点 + 0.5」未満を「良」

「平均点 - 1.5」以上、「平均点 - 0.5」未満を「可」

「平均点 - 1.5」未満を「不合格」

(2) 発展科目群については、講義形態に合わせて定めている。理論科目で講義を中心とした形態の場合は、原則として筆記試験を実施し、ケース・スタディを中心とした形態の場合は、筆記試験を原則とはしていない。成績評価は、理論科目の場合、履修者が数名の場合は絶対評価を認め、原則として筆記試験のうえで先に合否を定め、合格者を相対評価(秀～可)で行っている。

(3) 応用科目群については、その科目の性質上および履修者数の関係上、レポートやディベート等を配慮した評価を行うことを前提として、原則として絶対評価としている。

成績評価における考慮要素は、科目ごとに講義要項に詳細に明記されている。学生に対しては、講義要綱を配布して成績評価の基準を周知するとともに、各科目の初回の授業において、教員により成績評価の基準が示されている。

【点検・自己評価】

以上のように、成績のランク分け、各ランクの分布のあり方の方針の決定及び成績評価の構成要素は、あらかじめ客観的に明確にされている。よって、解釈指針4-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要綱』2008年版
2. 『会計専門職大学院出講の手引き』2008年版

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- (1)成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2)筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3)科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、厳格に定められた成績評価基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置を各種講じている。

(1)成績評価における学生に対する説明については、各教員によって個々の学生に対して、成績評価の基準及び成績の分布を示して、評価結果の説明がなされる。これは成績評価の正確さを担保するためのみならず、学生の学習に対するアドバイスの意味も含んでいる。また、成績評価の結果に対して異議のある学生は、異議申立ての機会が与えられている。当該学生は成績発表から一定の期間において書面または口頭により異議の申立てを行う。この異議申立てを受けた教員は当該学生に対して成績評価の根拠を説明し、場合によってはこれにより評価された成績の変更がなされる。

(2)筆記試験採点の際の匿名性に関しては、教員各自の自主性にゆだねられており、個別的な対応がなされている。よって、制度上は匿名性に関する措置は特に設けられていないが、成績評価に悪影響を及ぼすものではない。

(3)科目間や担当者間の採点分布に関するデータは、各教員間で共有されている。すなわち、全科目における成績評価の状況は全教員に配布されており、教員間で共有されているデータは教員におけるFD勉強会における資料として用いられている。

【点検・自己評価】

以上のように、厳格に定められた成績評価基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置を各種講じており、よって解釈指針4-1-1-2は満たされていると判断する。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

【現状の説明】

学生の成績評価後においては、各教員によって、個々の学生に対して、成績評価の基準及び成績の分布を示して評価結果の説明がなされる。

【点検・自己評価】

以上のように、学生に対して評価結果の説明を行うにあたっては、成績評価の基準及び成績の分布は示されており、よって解釈指針4-1-1-3は満たされていると判断する。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験(いわゆる再試験)についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験(いわゆる追試験)について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

【現状の説明】

基本科目に関しては、筆記試験において合格点に達しなかった者に対しては、筆記試験から一定の期間(約1ヶ月)後に「最終確認テスト」(いわゆる再試験)を行っており、当該試験の成績評価によっては合格点を与えるものである。具体的には、基本科目の評価において「可」(合格はしているが評価の低いもの)または「不合格」の評価を受けた者は、試験の結果によって、1ランク上の評価(「可」の評価であった学生は「良」、「不合格」の評価であった学生は「可」)を与えるものである。「最終確認テスト」においても、筆記試験と同水準の問題とし、その評価においても筆記試験と同様としている。

また、本会計大学院においては、病気等により筆記試験を受けることができなかった者に対しては、追試験が実施されるが、追試等により不当に利益または不利益がないよう、問題の内容は変えるが難易度は変えないなどの取扱いがなされるよう各教員により配慮されている。

【点検・自己評価】

以上のように、解釈指針4-1-1-4は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院出講の手引き』2008年版(成績評価について)
2. 『会計専門職大学院講義要綱』2008年版
3. 『FD活動報告書』第4号(科目別成績分布表)

4-1-2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、本会計大学院が教育上有益と認めるときは、本研究科に解説する授業科目のほか、学生が追加科目として他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる(学則14条)。単位の認定については、カリキュラム検討委員会における検討を踏まえて、当該科目の成績及び該当するシラバス等を総合的に判断して本会計大学院教授会において決定することとなっている。現

状においては未だこれに関して実績はない。

【点検・自己評価】

他大学院で取得した単位の認定については、現状において実績はないが、制度上、学則及び厳正なる手続により運用されることとなっている。よって、本会計大学院は基準 4 - 1 - 2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学大学院会計研究科学則』14 条

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において(他専攻を含む)履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

【現状の説明】

本会計大学院の修了所要単位 54 単位の構成は、基本科目群から 18 単位、発展科目群から実践科目 6 単位以上を含めて 24 単位、応用科目群から実践科目 2 単位以上を含めて 12 単位となっており、専門職大学院設置基準第 15 条の求める在学要件(原則 2 年以上)並びに単位要件(30 単位以上その他)を十分に満たしている。

また、ア)他大学院における履修単位の承認、及び、イ)入学前の他大学院における履修単位の承認については、本会計大学院学則 12 条及び 14 条において、修得したものとみなすことができる。

【点検・自己評価】

専門職大学院設置基準の定めを満たすものであって、基準 4 - 2 - 1 は満たされている。

【参考資料】

1. 『関西大学大学院会計研究科学則』12 条及び 14 条

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

【現状の説明】

本会計大学院の修了所要単位54単位の構成は、基本科目群から18単位、発展科目群から実践科目6単位以上を含めて24単位、応用科目群から実践科目2単位以上を含めて12単位である。本会計大学院における必要最低限の科目の修得を要求するとともに、学生の将来設計や興味・関心に応じて履修科目を選択できるようになっている。

また、本会計大学院においては、「知のペンタゴン」に基づいて「財務に強い公認会計士」、「ITに強い公認会計士」、「行政に強い公認会計士」、「経営に強い公認会計士」、「法律に強い公認会計士」の養成を目的としており、これを反映させるべく、上記5つの目標に応じたモデルカリキュラムを示している。

【点検・自己評価】

本会計大学院においては、修了の認定に必要な修得単位数は適切に設定され、かつモデルカリキュラム等によって示されており、解釈指針4-2-1-1を満たしている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院出講の手引き』2008年版（「知のペンタゴン」具現化のための履修モデル）

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法を活用して、修了生の成績の客観化に努めることとする。

【現状の説明】

修了要件としては、54単位以上を修得しなければならず、かつ（1）基本科目群から必修科目16単位を、（2）発展科目群から実践科目6単位以上を含めて12単位を、（3）応用科目群から実践科目2単位以上を含めて12単位を取得しなければならない。修了の認定の際には、厳格にこの要件が満たされているかのチェックが行われている。さらに、修了の認定に当たっては、成績をA B C D Fの5段階で評価し、その評価の平均から修了生の成績を導くというGPAの方法により修了生の成績の認定を行っている。よって、修了生の成績は客観的に認定されているといえる。

【点検・自己評価】

修了の認定に当たっては、修了生の成績の客観化が図られており、解釈指針4-2-1-2は満たされている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院講義要綱』2008年版
2. 『会計専門職大学院出講の手引き』2008年版

第5章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織提起かつ継続的に行っている。

1. 教育の内容及び方法の改善

本会計大学院では、教育内容及び教育方法を充実させるために、学生に対する授業評価アンケートを実施している。その結果は「FD 活動報告書」として教員に対して数値化されて報告され、各教員がこれを踏まえて個別に対応している（FD 活動報告書にその旨を記載）。また、FD委員会においては、全体的かつ組織的に、この授業評価アンケート等を参考にして、教育内容については、それぞれの科目における教育内容をチェックし、必要に応じて対応を行うこととし、教育方法についても、同様に改善提案を行うこととしている。具体的には以下のとおりである。

授業評価アンケートに、その項目として「授業の評価」に11項目、「授業への取組み」に6項目、その他「答案練習会について」に3項目をおいており、いずれも会計大学院における教育活動等の状況を調査するための項目設定となっている。次に、その分析については、「受講生の傾向」、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」、「今後の対応」という項目を設けている。すなわち、各専任教員は「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記載することが要求され、常に昨年度の反省点を踏まえて、新たな工夫をし、教育内容を改善するための方法及び取組を示すことを要求している。さらには、アンケートの結果を踏まえて、「今後の対応」を記載することが要求されている。これには、「昨年度の授業評価アンケートで記載した「今後の対応」および「上記の内容を踏まえた「今後の内容」」の両者が含まれている。前者は昨年度記載した「今後の対応」がどのようなものであったかを再度確認し、後者は次年度に対する目標を掲げるものである。これによって、来年度の授業改善に向けての明確な目標が示されることになる。

以上の結果として、教育内容の改善としては、これまでに2度のカリキュラム改正を行い、学生から求められる教育内容および社会から会計大学院に求められる教育内容を検討して即座にこれに対応している（各年度の『会計専門職大学院パンフレット』参照）。これに対して、教育方法については、授業評価アンケートとこれに対応する教員の改善行動から見られるように（FD活動報告書）個々の教員がそれぞれの改善点において対応している。

2. FDに関する組織

本会計大学院においては、会計大学院全体におけるFD対策に関する組織として、FD委員会が組織されている。当該FD委員会は、FD活動を主導するものであって、FD会議を主催しFD活動における方針及び実施方法について決定する。FD活動における成果はすべてFD委員会に集約され、検討を踏まえて、個別的な対応を行う。なお、FD委員会の下部組織として、系列ごと（財務会計系や法律系等）のFD委員

会が組織されている。

3. FDに関する研修及び研究

本会計大学院では、FD 活動として次の事項を定期的、継続的に行っている。

- (1)FD 委員会および系列ごとのFD 委員会が、専任および非常勤教員に対して講義要項の執筆に対して説明を行い、かつ講義要項の公表前にはその記載内容の吟味を行い、場合によっては訂正を促す。
- (2)FD 委員会の提案により、教授会終了後に懇談会を開催し、授業の状況、授業の実施方法、学生の学習進捗状況等の意見交換を行う。
- (3)会計大学院における教育内容及び方法に関する研修及び研究について、専任教員がこれを総括し、その成果を出版している（柴健次編著『会計教育方法論』2007 年関西大学出版部、柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008 年同文館出版）。
- (4)学生のお大半が参加する合宿研修に専任教員が全員参加し、苦手科目基礎講座の授業を教員が相互に見学し、後にピア・レビューを行う。
- (5)基本的な授業については、録画・ストリーミング配信を行っているが、これは後に当該担当教員が自身の教授能力の向上のために利用するのみならず、他の教員もこれを閲覧し、ピア・レビューを行っている。
- (6)学生による授業評価アンケートの結果に対して、教員は各年度において工夫したこと、次年度の改善点、前年度の改善点の進捗を記載し、FD 活動報告書を作成する。
- (7)学生による授業評価アンケートの結果で、わかりやすい、熱心である等の高い評価を受けた教員によって、その授業の工夫を教員間で共有する。
- (8)会計大学院の学生及び教員等に必要とされるセミナーを実施しており（2008 年度には 8 回実施）セミナー後には、セミナー講師を囲んで、本会計大学院教育に関する意見交換会を積極的に行っている。
- (9)非常勤講師との懇談会を設け、本研究科の理念・目的、授業の趣旨や成績評価方法等を周知徹底するとともに、意見交換を行う。
- (10)本研究科の教育顧問より定期的に、授業に関するコメントを受け、教授会の場でこれを明らかにし、意見交換を行う。
- (11) 教員が国内・国外の FD 研修に出席・参加し、後日、他の教員にその内容を報告する。

【点検・自己評価】

教育内容及び教育方法については、その改善を図るための研究及び研究は、組織的かつ制度的に行われており、よって、本会計大学院は基準 5 - 1 - 1 を満たしている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 1 号～第 4 号
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2006 年版、2007 年版、2008 年版、2009 年版
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007 年関西大学出版部
4. 柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008 年同文館出版
5. 「平成 20 年度会計研究科合宿」

6. 「ストリーミング配信科目の一覧」

7. 会計専門職大学院ホームページ

(http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html)

解釈指針5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等(教育内容)、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等(教育方法)についての改善をいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で概略を示したように、教育内容及び教育方法ともにその改善のための措置を十分にとっている。

本会計大学院では、教育内容及び教育方法を改善するために、学生に対する授業評価アンケートを実施している。後述のFD委員会での審議を経て、教育内容及び教育方法の改善のため「授業の評価」に関する項目として以下の11項目を決定した。

- 1) 授業内容は、講義要綱、授業計画に示したものに沿った内容でしたか。
- 2) この授業の進捗はどうか。
- 3) この授業は教員によってよく準備されていましたか。
- 4) 学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。
- 5) この授業での教員の話し方や声の大きさ、説明の仕方は適切でしたか。
- 6) 教科書・配布資料の利用は適切でしたか。
- 7) ホワイト・ボードや OHP、パソコン等の機材の使い方は適切でしたか。
- 8) 教員は、学生からの質問に的確に対応しましたか。
- 9) 宿題および小テストの内容・回数は、講義内容を理解する上で効果的でしたか。
- 10) この授業のクラスの規模は適切でしたか。
- 11) 全体としてこの授業を受講して満足しましたか。

詳細は『FD活動報告書』第1号から第4号を参照されたいが、ここでは、例として基本科目が含まれていて回答者数の多い会計系3系列と法律系の2カ年対比(平成19年度と平成20年度の対比)を示しておく。質問項目2は3.0が良く、それより大きい数値は授業の進捗が早く感じられていることを意味する。それ以外の10項目は5.0が最も評価が高いことを意味している。

系列別の評価点は、系列に含まれるすべての科目の平均なので科目別特性が平均化されてしまうという点に注意する必要がある。また年度により回答者が異なるので数値自体は絶対的なものではない。ただし、専門職大学院の学生の授業評価は厳しいのが一般的だが、本会計大学院も例外ではない。表中の網掛けは評価の下がったことを意味する。

	財務会計系		管理会計系		監査系		法律系	
	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008
1	4.00	4.20	4.39	4.48	4.35	4.39	4.36	4.49
2	3.24	3.23	3.37	3.28	3.53	3.17	3.23	3.35
3	3.96	3.98	4.14	4.35	4.28	4.16	4.06	4.41
4	3.73	4.19	4.35	4.41	4.17	4.08	4.31	4.59
5	3.07	4.20	4.42	4.59	3.99	3.99	4.36	4.60
6	3.84	3.76	4.01	4.22	4.14	3.97	4.06	4.30
7	3.62	3.85	4.14	4.15	4.00	3.84	3.93	4.13
8	3.64	4.03	4.32	4.27	4.00	4.07	4.18	4.50
9	3.27	3.83	4.19	4.16	4.06	3.84	4.19	4.35
10	3.82	4.04	4.10	3.78	4.09	4.03	3.90	4.12
11	3.75	3.97	4.43	4.45	4.15	3.97	4.31	4.49

我々教員はこの結果に一喜一憂することなく、改善の拠り所となるデータとして重視している。個々の授業に関しては担当者が改善を試みることになるが、教員全員が学部所属時と異なり頻繁に学生の反応や授業改善についてお互いに意見を交換し合っていることに驚いている。具体例として、同一教員が担当する科目間で評価に大きく差が出たときは改善の好機である。担当者は同じ姿勢で講義に臨んでいることが多いが、そのことが異なる評価をもたらすことが判明するからである。我々はこうして常に授業評価アンケートを利用して改善に心がけている。

我々教員は担当科目に関して寄せられた回答に対して、自ら、「受講生の傾向」を分析し、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記し、「今後の対応」を表明している。ついで、各教員から寄せられた分析や対応につき、系列別の責任者がFD系列別小委員会を開催し、系列に属する全科目につき、同様の分析を実施する。最後に、全系列から届いた分析等を見て、研究科長が系列平均でみた全系列の分析を行っている。このように3段階の分析を経てFD活動報告書が作成されている。これらは本会計大学院のホームページから閲覧可能である。

以上の結果を踏まえて、教育内容の改善として、これまでに2度のカリキュラム改正を行い、学生から求められる教育内容および社会から会計大学院に求められる教育内容を検討して即座に対応している（『会計専門職大学院パンフレット』第1号から第4号を参照）。これに対して、教育方法については、授業評価アンケートとこれに対応する教員の改善行動から見られるように（FD活動報告書）、個々の教員がそれぞれの改善点において対応している。

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は解釈指針5-1-1-1を満たしている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号～第4号
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2006年版、2007年版、2008年版、2009年版

3. 会計専門職大学院ホームページ

(http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html)

解釈指針5-1-1-2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準5-1-1で示したように、教育内容及び教育方法を組織的かつ継続的に行うための組織が設置されている。

具体的には、次のような組織においてFD活動が「組織的かつ継続的に行われている」。

教授会

教育顧問会議

研究科執行部

教務委員会

FD委員会

系列別FD小委員会

教授会及びFD関連懇談会では、教育内容及び教育方法の一切が審議・決定される。研究科執行部は頻繁に執行部会を開催し、教務委員会とFD委員会に審議していただきたい事項を諮問し、両委員会は必要に応じて連携をとりつつこれに答えている。系列別小委員会は系列内の教員で身近な問題を日常的に議論している。また、教育顧問会議では、本学理事長も参加して、学外から就任いただいている識者から教育内容と教育方に関する意見をいただき、本学及び本会計研究科に関する重要事項を検討している。これらは関西大学中期ビジョンにも反映させている。

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は解釈指針5-1-1-2を満たしている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第1号～第4号
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2006年版、2007年版、2008年版、2009年版
3. 会計専門職大学院ホームページ
(http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html)

解釈指針5-1-1-3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- (2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。
- (3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

【現状の説明】

本会計大学院では、基準 5-1-1 で示したように、教育内容及び教育方法を行うための研修及び研究は活発に行われている。

そこでの説明を本指針に示された3区分ごとに整理すると以下のようである。

(1) 自己評価及び外部評価について

自己評価の機会、教授会、FD委員会、FD小委員会、合宿研修、能力開発室における意見交換がある。また、外部評価の機会、教育顧問会議における意見聴取・意見交換がある。

自己評価及び外部評価の実証方法は、何よりも授業での学生の反応、日常から学生との交流の機会の多いアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューションにおける学生の反応、オフィスアワーでの学生の反応、試験結果の統計分析によって行われている。

以上の評価が専任教員の間でとどまっていたら効果は限定されるので、毎年度、『出議の手引』を見直し、研究科執行部、FD委員会、教務委員会が協力し合って、専任のみならず、非常勤教員に対しても、講義要項の執筆に対して説明を行い、かつ講義要項の公表前にはその記載内容の吟味を行い、場合によっては訂正を促す。

(2) 講演会や研究会の開催等

研究者教員にとっては実務の理解が、実務家教員にとっては研究動向の理解が不可欠であるが、これらは様々な方法による機会が提供されている。

本会計大学院の教育顧問による講演

教育顧問には本会計大学院のあり方に関連するテーマで講演いただいている。

2008年度：

- ・独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之氏〔平成21年2月25日(水)開催〕、演題「21世紀の日本と大学の役割」
- ・日本公認会計士協会会長増田宏一氏〔平成20年10月15日(水)開催〕、演題「会計基準の国際的統一化とIFRS精通者の育成」
- ・阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役社長角和夫氏〔平成20年10月1日(水)開催〕、演題「沿線価値向上を目指して」

2007年度：

- ・独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之氏〔平成 20 年 3 月 5 日（水）開催〕、演題「大学改革の行方」
- ・日本公認会計士協会副会長(当時：現会長)・あずさ監査法人代表社員(当時)増田宏一氏〔平成 19 年 4 月 5 日（木）開催〕、演題「期待される会計プロフェッション - 一層増大する公認会計士の需要 - 」
2006 年度：
- ・公認会計士篠原祥哲氏〔平成 19 年 3 月 17 日（土）開催〕、演題「なぜ公認会計士になりたいの？」
- ・日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問後藤健氏〔平成 18 年 10 月 14 日（土）開催、第 3 回会計大学院協会シンポジウム〕、演題「企業内会計士の重要性と活動領域の展望」
- ・日本公認会計士協会副会長(当時：現会長)・あずさ監査法人代表社員(当時)増田宏一氏〔平成 18 年 4 月 5 日（水）開催〕、演題「監査改革のはじまり - 増大する公認会計士の需要 - 」
- ・住友電気工業株式会社相談役 川上哲郎氏〔平成 18 年 4 月 4 日（火）開催〕、演題「転機に立つ日本型会計」

全国四系列教育会議

以下の会議に出席して、発言し、意見交換してきている。

2008 年：

「四系列の統合はどのように実施すべきかー教育効果の向上をめざして」北星学園大学

2007 年：

「四系列教育の改革 教育の質向上をめざして」横浜市立大学

研究会等の積極的活用

以下の研究会等に専任教員・非常勤講師も自由に参加できるようにし、研究者と実務家の共同によるシナジー効果を追求している。

- ・ 学長直属の研究プロジェクト・ユニット
- ・ 加西市との包括協定による公会計改革プロジェクト
- ・ インターリスク総研との社会連携によるリスクデータベースの構築と研究
- ・ 会計政策・制度研究会
- ・ 政府会計フォーラム

教材開発

教育内容及び方法に関して、専任教員が参加して以下の成果を出版している。

- ・ 柴健次編著『会計教育方法論』2007 年関西大学出版部
- ・ 柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008 年同文館

(3) 情報・成果の蓄積・利用等

以下のような対応を採っている。

- ・ 講義レジュメの保管
- ・ 講義内容の録画とインターネット配信

- ・ ワーキング・ペーパーの発行
- ・ 紀要の発行
- ・ 能力開発室への関連図書の配備

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は解釈指針 5-1-1-2 を満たしている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 1 号～第 4 号
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2006 年版、2007 年版、2008 年版、2009 年版
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007 年関西大学出版部
4. 柴健次編著『会計専門職のための基礎講座』2008 年同文館出版
5. 「平成 20 年度会計研究科合宿」
6. 「ストリーミング配信科目の一覧」
7. 会計専門職大学院ホームページ
(http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html)

5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

【現状の説明】

セミナー委員会により、研究者や実務家の講師によるセミナーを開催し、すべての教員はこれに参加し、知見の確保に努めている。また、各セミナー終了後、講師との意見交換会を設け、より具体的な実務上・教育上の知見の確保に努めている。また、本会計大学院においては、非常勤講師に実務家が多いため、非常勤講師との研究会を開催することによって、研究者教員における実務上の知見の確保を図っている。また、本会計大学院では、個別に実務家による研究会および研究者による研究会を開催しており、そこでも各教員が自己の研鑽を図ることとしている。

客員教授による講演会（指針 5-1-1-3 は教育顧問の講演会を記載しているので参照されたい）

2008 年度：

- ・ あずさ監査法人代表社員 園木宏氏 [平成 21 年 1 月 28 日（水）開催] 演題「今、監査の現場で何が起きているのかー公認会計士に求められる能力とは」
- ・ 慶応義塾大学教授、元総務大臣 竹中平蔵氏 [平成 20 年 12 月 17 日（水）開催] 演題「金融危機と日本の経済運営」
- ・ 関西学院大学教授、前学長 平松一夫氏 [平成 20 年 12 月 3 日（水）開催] 演題「会計基準をめぐる国際動向 激動期におけるわが国会計基準のあり方」
- ・ ネットライフ企画株式会社取締役元税務大学校主任教授 大西又裕氏 [平成 20 年 11 月 26 日（水）開催] 演題「希薄化する「公」概念と税制の再構築」

・ネットライフ企画株式会社取締役元税務大学校主任教授 大西又裕氏〔平成 20 年 7 月 9 日(水)開催〕
演題「会計ビッグバンの経過、教訓と課題」

2007 年度：

・(株)プロティビティジャパン最高顧問伊藤進一郎氏〔平成 20 年 3 月 8 日(土)開催〕 演題「わが国企業を取り巻く激動の経営環境の中で、拡大する公認会計士業務と会計大学院生の本格的プロへの思考」

・慶應義塾大学教授 竹中平蔵氏〔平成 20 年 1 月 11 日(金)開催〕 演題「日本の構造改革の行方」

【点検・自己評価】

よって、本会計大学院は基準 5-1-2 を満たしている。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ

(http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html)

2. 『会計専門職大学院 FD 活動報告書』第 4 号

解釈指針5-1-2-1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、研究者教員による実務家教員に対する教育研修を行うことを「研究者教員による研究会」、実務家教員による研究者教員に対する実務上の研修を行うことを「実務家教員による研修会」と位置づけており、これらは高い頻度で行われている。特にセミナーを利用した形態において実施することが効果的であると考えている。そこで、セミナー講演者には、研究者教員として、平松和夫氏、竹中平蔵氏を、実務家教員として、大西又裕氏、角和夫氏、増田宏一氏、園木宏氏、小野元之氏を招いて、講演会を行うとともに、その後に研究会ないし研修会を実施した。本会計大学院においては、実務家教員を採用する上でも、教育経験を重視しており、実務家教員といえども十分に教育に関する経験を積んでおり、これに対して、研究者教員は一般と同様に実務経験に乏しい者が多いという特徴がある。これを踏まえて、比較的「実務家教員による研修会」のほうが頻繁に開かれている(セミナー後においても「実務家教員による研修会」のほうが多く開催されている)。これ以外では、本会計研究科では、非常勤講師との交流会を開催しており、ここでは研究者教員及び実務家教員が多く集まり、研究会ないし研修会が実施されている。また、研究領域を共通にする教員によって、積極的に理論と実務を架橋する研究会を実施しており、その結果を学内外において報告している(たとえば、柴健次、宗岡徹および清水涼子による「政府会計フォーラム」において積極的に研究会が実施されている)。

【点検・自己評価】

本研究科教員は、セミナー活動及び各種の研究会・研修会で、実務家教員における教育上の経験の確保について、本研究科の実情に応じた教員相互の研究会が実施され、研究者教員については継続的に新しい会計実務や社会的に重要なトピックに関する情報や知識を得ることができるような措置を講じている。よって、解釈指針 5-1-2-1 は満たされている。

【参考資料】

- 1．会計専門職大学院ホームページ
(http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/curriculum_st04.html)

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院はアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を設定し、公表していること。

【現状の説明】

本会計大学院では、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、会計大学院の教育の理念および目的に照らし、以下の通りアドミッションポリシー(入学者受入方針)を設定し、学生募集要項の最初のページにおいて公表している。

本会計大学院では「学の実化」という本学の理念の下に、主に公認会計士の養成を目的としています。この理念と目的を実現するために有為で多才な人材を受け入れるべく、本大学院が「養成したい人材」に適した入学希望者を選定できる選抜方式を実施します。

公認会計士に要求される資質は、会計に関する専門知識や簿記能力だけに限定されず、経済・経営・法律・情報など豊かな教養とセンスが求められます。

本大学院は「養成したい人材」として、「財務に強い公認会計士」、「ITに強い公認会計士」、「法律に強い公認会計士」、「経営に強い公認会計士」、「行政に強い公認会計士」という5つの具体的人材像の養成を目標として掲げています。

このうち、「学の実化」という本学の理念は、本会計大学院のパンフレット並びにホームページにおいて、以下の通り公表している。

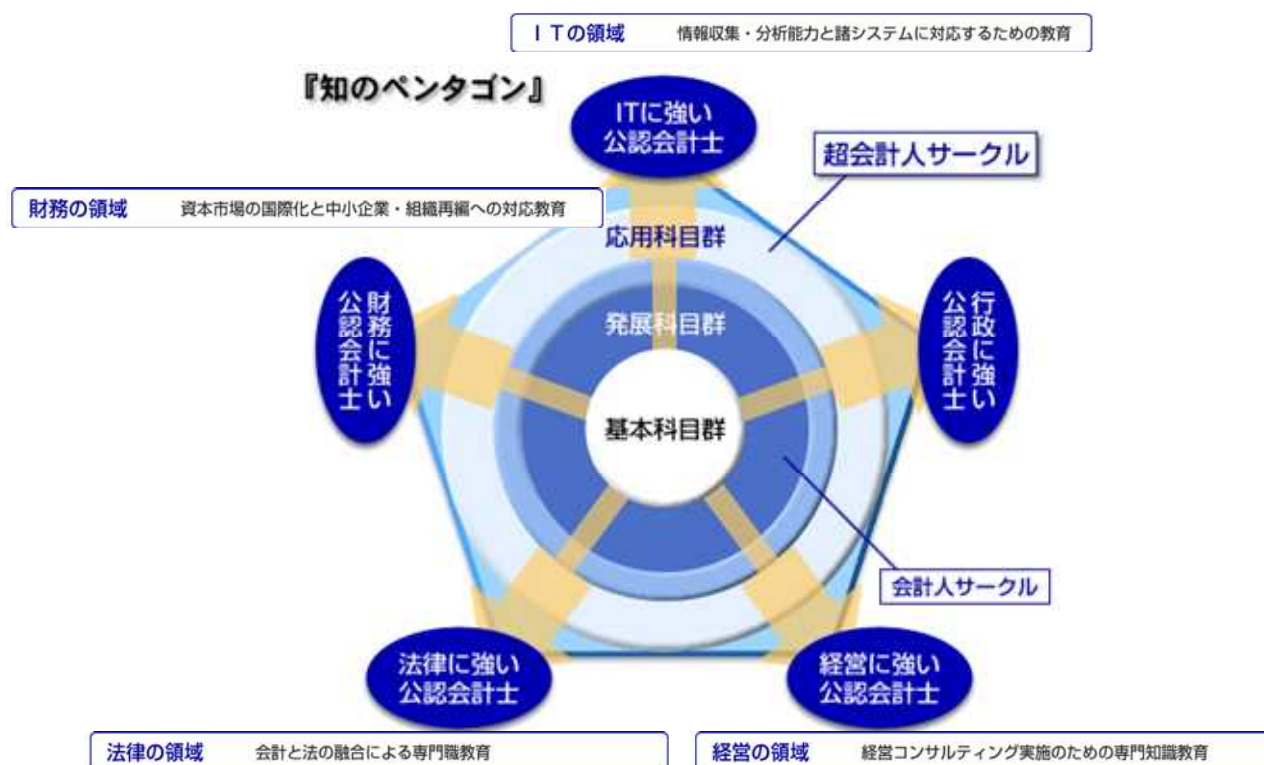
本学の理念としての「学の実化(じつげ)」、およびこれを具体化した柱のひとつ「学理と実際との調和」は、「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の促進」の3本柱として継承されています。本学の会計研究科は、会計領域における「学理と実際との調和」を結実させるものなのです。

世界標準での会計制度や監査制度へと見直しが進む中、日本の公認会計士にも世界標準での活躍を期待できるよう、その資質とくに会計・監査への実務的かつ理論的な能力が要求されています。本学会計研究科では、「世界に通用する」公認会計士の養成を第一の目的とし、かかる資質をそなえた公認会計士を養成いたします。そして、それだけにとどまらず、企業や官公庁からの要請に応じた会計人の養成をも目的として、「監査界のリーダーたりうる公認会計士」、「産業界のリーダーたりうる公認会計士」、「官公庁のリーダーたりうる公認会計士」の養成を目指しています。

すなわち、本学会計研究科は「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士」の養成を目的とした大学院なのです。

また、養成したい5つの具体的人材像に関して、本会計大学院のパンフレット並びにホームページに

において、「知のペンタゴン」として、以下の通り公表している。



近年の会計改革の流れである会計教育水準の国際的統一化、およびそれに呼応するわが国公認会計士制度改革という背景の中で、「テクニシャンよりもプロフェッションを」という社会的要請を受けて、職業的倫理観と高度な判断能力を備えた人材の養成を目的としております。

会計をとりまく社会環境は、グローバル化・多様化・複雑化し、なおかつそれが相互に影響しあいながら拡張しております。また同時に、経済活動にあわせてさまざまな制度が設定されております。そのためには、最先端の問題をカバーできるカリキュラムを用意し、最新の内容を教授しなければならないという使命を認識しております。

本学会計研究科は、かかる使命を果たすのみならず、学生の公認会計士資格取得後の将来設計に向けて、「財務に強い公認会計士」「ITに強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」といった、戦略的に競争優位な条件を作り出せるような『超会計人 (Borderless Accountant)』を養成するカリキュラムを用意しております。

【点検・自己評価】

解釈指針 6-1-1-1、6-1-1-2 も満たしており、基準 6-1-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針6-1-1-1

会計大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、「関西大学大学院会計研究科学則」第27条において「本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する」とされている。さらに、「関西大学大学院会計研究科教授会規程」第6条において、「教授会は会計研究科に関する次の事項を審議に決定する」とし、その(8)に「入学試験に関する事項」と挙げられている。このように、本会計大学院において、入学者の能力等の評価、その他の入学者受け入れにかかる業務について、教授会がすべての権限と責任を有している。さらに、当該入学者選抜にかかる実際の運営を行うために入試主任を置き、入試主任を委員長とする入試委員会を組織している。なお、入試主任は会計大学院の執行部の一員と位置付けられている。入試主任及び入試委員会は、関西大学大学院入試課の協力を得て、教授会の承認を得て、学生募集要項及び学生募集パンフレットの作成、ポスターの作成、入試説明会の開催、入学試験問題の作成依頼、入学試験会場の設営、入学試験の実施、入学者選抜資料の作成等を行っている。特に、学生募集要項、パンフレット、入学試験問題の作成、入学試験の実施、入学者の選抜については、その都度、教授会が開催され、承認を行う体制となっている。このように、入学者の能力の評価、その他の入学者受け入れにかかる業務を行うために、教授会-入試主任-入試委員会-大学院入試課という責任ある体制が取られている。

【点検・自己評価】

以上により、解釈指針 6-1-1-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学大学院会計研究科学則」
2. 「関西大学大学院会計研究科教授会規定」

解釈指針6-1-1-2

入学志願者に対して、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学志願者に対して、入学志願票（入学願書）と共に学生募集要項及び入学志願者向けパンフレットを配布している。学生募集要項には、研究科の概要、入学者選抜の基本的な方針（アドミッションポリシー）、入学者選抜の方法が記載されている。入学志願者向けパンフレットには、本会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨並びに基準 9-3-2 に定める事項（教育活動等に関する重要事項）が記載されている。

また、本会計大学院のホームページ（<http://www.kansai-u.ac.jp/as/index.html>）において、解釈指針

6-1-1-2 に示された事項を記載している。さらに、以下の通り、東京と大阪で進学説明会を 20 回、公認会計士説明会を 1 回開催し、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、入学者選抜の基本的な方針（アドミッションポリシー）入学選抜の方法並びに基準 9-3-2 に定める事項（教育活動等に関する重要事項）について説明している。このように、本会計大学院に入学を志願する者に対して解釈指針 6-1-1-2 に示された事項を事前に周知するべく努めている。

2008 年度進学説明会実施日程

進学説明会日程（大阪）

実施日		時間	対象	場所	担当
4月	4月22日(火)	12:20～12:50	全学部3、4年次対象	新聞西大会館2F(23会議室)	松本
	4月24日(木)	12:20～12:50	総合情報学部3、4年次対象(下位年次含む。)	高槻キャンパス TB201	宗岡
	4月25日(金)	18:30～19:30	学外一般対象(学内含む。)	新聞西大会館2F(23会議室)	松本
5月	5月15日(木)	12:20～12:50	全学部全年次対象	新聞西大会館2F(24会議室)	坂口
	5月18日(日)	14:00～15:00	在学生の父母(教育後援会総会)	新聞西大会館	松本
	5月27日(火)	12:20～12:50	全学部全年次対象	尚文館 遠隔講義室1	坂口
6月	6月12日(木)	12:20～12:50	総合情報学部3、4年次対象(下位年次含む。)	高槻キャンパス TB201	宗岡
	6月14日(土)	18:30～19:30	学外一般対象(学内含む。)	尚文館 遠隔講義室1	松本
7月	7月12日(土)	12:00～17:30	【日経新聞主催合同説明会】	阪急グランドビル	坂口・松本
9月	9月17日(水)	18:30～19:30	学外一般対象(学内含む。)	尚文館 遠隔講義室1	松本
11月	11月15日(土)	12:00～17:30	【日経新聞主催合同説明会】	梅田	宗岡
	11月19日(水)	11:00～13:00	合同進学説明会	新聞西大会館	宗岡
12月	12月3日(水)	18:00～19:00	秋季セミナーとの合同	尚文館 遠隔講義室1	清水
	12月8日(月)	16:20～17:20	社会学部向けセミナー	第3学舎201	宗岡
	12月17日(水)	16:20～17:20	秋季セミナーとの合同	第2学舎F401	宗岡
	12月20日(土)	18:30～19:30	学外一般対象(学内含む。)	新聞西大会館2F(27会議室)	宗岡
2月	2月28日(土)	18:30～19:30	学外一般対象(学内含む。)	尚文館 遠隔講義室1	清水

進学説明会日程（東京）

実施日		時間	対象	場所	担当
6月	6月10日(火)	18:30～19:30	学外一般対象	東京センター	宗岡
9月	9月16日(火)	18:30～19:30	学外一般対象	東京センター	宗岡
12月	12月15日(月)	18:30～19:30	学外一般対象	東京センター	宗岡

公認会計士説明会日程

1月	1月28日(水)	16:20～17:20	学外一般対象(学内含む。)	尚文館 遠隔講義室1	宗岡
----	----------	-------------	---------------	------------	----

【点検・自己評価】

以上により、解釈指針 6-1-1-2 に定められた内容を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

6-1-2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、6-1-1 に示した通り、アドミッションポリシーを策定し、公表している。そして、当該アドミッションポリシーの基づく入学者選抜を行っている。

具体的には、アドミッション・ポリシーにおいて、「公認会計士に要求される資質は、会計に関する専門知識や簿記の能力だけに限定されず、経済・経営・法律・情報など豊かな教養とセンスが求められます」とし、本会計大学院は、「養成したい人材」として「財務に強い公認会計士」「ITに強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」という5つの具体的な人材像を示している。そのため、公認会計士の養成を目的に、有為で多才な人材を受け入れ、本会計大学院が「養成したい人材」に適した入学希望者を選定するため、学力重視方式、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式の4つの方式の入学試験を採用している。

以下の通り、学内進学試験では学力重視方式、素養重視方式、学部長推薦方式による入学試験が行われ、一般入学試験では学力重視方式、素養重視方式、資格重視方式が実施され、指定校推薦入学試験では指定校推薦方式による入学者選抜が行われる。

		学内進学試験	一般入学試験	指定校推薦入学試験
学力重視方式				-
素養重視方式				-
資格重視方式		-		-
推薦 方式	学部長推薦方式		-	-
	指定校推薦方式	-	-	

また、学内進学試験、一般入学試験、指定校推薦入学試験のすべての試験において、飛び級入学を実施しており、その条件を満たしたものには、飛び級入学以外の志願者と同等の選抜を行っている。

(1) 学力重視方式

学力重視方式は、その教育内容との関連性からみて会計関連の諸科目の学力や素養を確認する試験である。具体的には、「簿記」、「原価計算」、「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」の5科目から2科目をその場で選択し受験する。

(2) 素養重視方式

素養重視方式は、職業会計人としての教養とセンスを確認するための試験である。具体的には社会・経済問題などに関わる小論文試験を行い、面接試験によって補完する。

(3) 資格重視方式

資格重視方式は、日商簿記検定1級合格、税理士資格等以下に示す資格又は経験を有しているこ

とを受験資格として行う試験である。なお、当該資格または経験については、本会計大学院ホームページ（<http://www.kansai-u.ac.jp/as/index.html>）及び学生募集要項で公表し、入学志願者への周知に努めている。

資格重視方式の資格による出願要件

1. 公認会計士の資格を有する者
2. 税理士の資格を有する者
3. 会計士補又は旧公認会計士試験第2次試験合格者
4. 公認会計士試験短答式試験合格者又は旧公認会計士試験第2次試験短答式試験合格者
5. 税理士試験1科目以上の合格者
6. 日商簿記検定1級合格者
7. 会計事務所・監査法人において3年以上の勤務経験を有する者
8. 企業及び政府・自治体の会計・財務・法務・監査関係部署において3年以上の勤務経験を有する者
9. 旧司法試験第二次試験短答式試験の合格者
10. 法科大学院修了者
11. 司法書士の資格を有する者
12. 行政書士の資格を有する者
13. 不動産鑑定士試験短答式試験合格者又は旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者
14. 中小企業診断士の資格を有する者
15. 社会保険労務士の資格を有する者
16. 証券アナリスト第2次試験合格者
17. 米国公認会計士の資格を有する者

資格重視方式では、書類選考および保有資格により、会計に関する知識もしくは経験が入学に十分であることを確認し、面接によって選考する。

(4) 推薦方式

推薦方式は、本会計大学院が設定する応募資格を満たす本学在学学生および本会計大学院が指定した大学（学部）の在学学生を対象とした試験である。入学希望者は、所属する学部の学部長の推薦を受け、書類審査と面接によって選考する。

【点検・自己評価】

以上により、基準6-1-2に定められた内容を満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

6-1-3

会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

【現状の説明】

受験資格を有するすべての志願者は、すべての方式による入学試験を受ける機会を公平に与えられており、出身校及び寄付等によって受験の機会に差異は設けられていない。

なお、受験資格については以下の通りであり、本会計大学院ホームページ及び学生募集要項で公表し、入学志願者への周知に努めている。

(学力重視)及び(素養重視)方式の志願者は、次の受験資格(1)～(9)のいずれかの条件を満たす者とします(2010年3月までに、(1)～(4)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む)。

(資格重視)方式の志願者は、次の受験資格(1)～(9)のいずれかの条件を満たし、かつ、受験資格(10)の条件を満たす者とします(2010年3月までに、(1)～(4)いずれかの条件を満たす見込みの者を含む)。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生及びその他の教育施設の修了者等であって、本研究科において、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳(2010年4月1日現在)に達した者
- (10) (資格重視)方式の志願者は、次の1.～17.のうちいずれかの会計に関する資格又は経験を有していること(6-1-2を参照)

なお、受験資格(8)、(9)に該当する志願者については、「受験資格の審査」を受けることを学生募集要項において要請している。受験資格の審査は教授会によって行われる。ただし、日程的に困難な場合には、教授会で了承のもと、執行部会によって受験資格の審査が行われ、追認がなされる。

【点検・自己評価】

解釈指針6-1-3-1を満たしている。解釈指針6-1-3-2について該当事項はない。よって、基準6-1-3は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜において、当該会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者(以下、「自校出身者」という。)について優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

【現状の説明】

本会計大学院において、「自校出身者(主として会計学を履修する学科または課程等に在学または卒業した者)」の定義に当てはまるのは、商学部の学生となるが、学内進学試験においても、すべての学部は平等に取り扱われている。本年度の入学者のうち、自校出身者(関西大学商学部出身者)は5名であり、その割合は7.9%に過ぎない。

なお、過去の自校出身者の割合は以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
入学者数	70	77	63	210
自校出身者数	22	18	5	45
自校出身者の割合	31.4%	23.4%	7.9%	21.4%

平成18年度及び19年度においては、自校出身者(関西大学商学部)に対する優遇措置をとっていないにもかかわらず、自校出身者の割合が比較的高くなっている。これは、関西大学商学部から移籍した教員が4名いることから、商学部在籍中の教え子等が薫陶を受け、公認会計士を多く志望した結果である。したがって、不当な措置によるものではないことは明らかである。

【点検・自己評価】

以上により、解釈指針6-1-3-1に定められた内容を満たされていると判断する。

解釈指針6-1-3-2(寄附等の募集を行う会計大学院のみ)

入学者への会計大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学者への寄附等の募集は行っていない。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針 6-1-3-2 には該当しない。

6-1-4
入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針6-1-4-1にある通り、入学者選抜にあたり、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、的確かつ客観的に評価されており、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が的確かつ客観的に評価されている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針 6-1-4-1 を満たしており、基準 6-4-1 を満たしていると判断する。

解釈指針6-1-4-1
入学者選抜に当たっては、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、いわゆる学科の筆記試験を行う学力重視方式のみならず、資格重視方式、素養重視方式、推薦方式を実施し、以下に述べるとおり、その結果を200点満点に換算して評価することにより、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等、すなわち、判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価している。以下の表に示す通り、学力重視方式は筆記試験を行い、素養重視方式では筆記試験及び面接を行う。資格重視方式、推薦方式は、書類選考並びに面接を行っている。

		筆記試験	面接	書類選考
学力重視方式			-	-
素養重視方式				-
資格重視方式		-		
推薦方式	学部長推薦方式	-		
	指定校推薦方式	-		

学力重視方式における筆記試験は、簿記、原価計算、財務会計論、管理会計論、監査論が出題され、入学希望者はその場で2分野を選択して解答する。これらの問題の出題に当たっては、単に知識を問うば

かりではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等を評価するようにしている。これらの科目は会計大学院で教育を受けるために必要とされる基本的な科目であり、これらの知識を問うことにより、入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価することができる。それぞれ100点満点で出題し、合計200点満点で評価する。

素養重視方式における筆記試験は、長文の報告書等を読んで問題点や主張を要約させる問題を出題している。これは、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の基礎的能力を図るとともに、判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価することを企図して出題している。また、面接では、あらかじめ決められた事項（出願の動機、将来の希望、これまでの学習歴、入学後の学習計画）を重点的に質問し、さらに面接官がその他必要と判断した事項についての質問を行い、AからDまでの4段階で評価し点数化しており、筆記試験だけでは測ることのできない入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価している。筆記試験が100点満点、面接が100点満点の合計200点満点で評価する。

資格重視方式及び推薦方式では、所定の資格や要件が満たされていることを書類選考で確かめるとともに、あらかじめ定められた基準に従って100点満点で評価される。資格重視方式において、あらかじめ定められた基準は、当該資格を取得するに当たり、判断力、思考力、分析力、表現力等が必要とされる資格の点数を高くしており、取得した資格によってこれらの資質が客観的に評価できるようにしている。さらに、面接によって、資格や要件だけでは測ることのできない入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価している。面接は100点満点で評価され、書類選考の結果と合わせて、200点満点で評価される。

このように、すべての試験方式の結果は200点満点で評価され、それをもとに教授会で合否の判定が行われる。その結果、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を有する学生が入学している。

【点検・自己評価】

以上のように、解釈指針6-1-4-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院ではいわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式の4つの方式の入学試験を採用している。これは、学力のみならず、将来の公認会計士業界等を支えるであろう多様な知識又は経験を入学させるようにするためである。学力重視方式を除く各方式において、面接を採用し、志願者の多様な知識または経験についてヒアリングを行い、評価の一項目としている。特に、素養重視方式、資格重視方式、推薦方式において、志願者の素養や取得した資格、学業成

績等を評価することも併せ、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めている。さらに、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受け入れを企図している。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-5-1及び6-1-5-2を満たしており、基準6-1-5は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、大学等の在学者について、いわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、推薦方式、素養重視方式、資格重視方式の入学試験を実施している。推薦方式においては、学部長あるいは指定校の推薦に当たって、推薦する側の基準があり、一般的には、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績が評価される場合が多く、本会計大学院もその推薦基準を尊重している。素養重視方式では、長文を読解する問題を課すことにより、多様な学識が適切に評価できるようにしている。資格重視方式では、司法試験のや不動産鑑定士試験、証券アナリスト試験の合格者や司法書士、行政書士、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を含めており、必ずしも会計大学院と直接的な関係が認められない学識も多様な学識として適切に評価している。

また、これらの入試方式において面接を実施している。面接において、大学における学業成績のみならず、多様な学識及び課外活動等の実績等に質問が及ぶ場合もあり、その場合にはその実績が適切に評価されるようにしている。

さらに、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受け入れを企図している。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-5-1は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、社会人等について、いわゆる筆記試験の学力重視方式のみならず、素養重視方式、資格重視方式の入学試験を実施している。素養重視方式では、長文を読解する問題を課すことにより、多様な実務経験及び社会経験等が適切に評価できるようにしている。資格重視方式では、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するため、「会計事務所・監査法人において3年以上の勤務経験を有する者」と「企業及び政府・自治体の会計・財務・法務・監査関係部署において3年以上の勤務経験を有する者」を資格要件としている。司法試験や不動産鑑定士試験、証券アナリスト試験の合格者や司法書士、行政書士、中小企業診断士、社会保険労務士等の資格を含めており、必ずしも会計大学院と直接的な関係が認められないものも、多様な実務経験や社会経験として適切に評価している。

また、これらの入試方式において面接を実施している。面接では、多様な実務経験及び社会経験等に質問が及ぶ場合もあり、その場合にはその実績が適切に評価するようにしている。

さらに、学力重視方式においても、計算のみならず理論科目を選択できるようにすることで、簿記以外の幅広い能力を有する人材の受け入れを企図している。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-1-5-2は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

6-2 収容定員と在籍者数

6-2-1

会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

【現状の説明】

入学者数は、平成18年度70名、平成19年度77名、平成20年度63名であった。平成20年4月1日現在の在籍者数は135名(平成18年度入学生3名、平成19年度入学生72名、平成20年度入学生60名)であり、平成21年3月1日時点の在籍者数は130名(平成18年度入学生2名、平成19年度入学生70名、平成20年度入学生58名)である。解釈指針6-2-1-1により収容定員は140名であり、定員充足率は、平成20年4月1日時点で96.4%、平成21年3月時点で92.9%である。このように、在籍者数

が収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-1-2を満たしており、基準6-2-1を満たしていると判断する。

解釈指針6-2-1-1

基準6-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、休学者を含む。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学定員が70名であって、よって「収容定員」は140名となる。基準6-2-1で示したようにこの収容定員が恒常的に上回る状態にはなっていない。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針6-2-1-2は満たしていると判断する。

解釈指針6-2-1-2(在籍者数が収容定員を上回った場合のみ)

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

【現状の説明】

本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員(140名)とほとんど乖離しない状態が続いており、収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。

【点検・自己評価】

よって、基準6-2-1-2を満たしていると判断する。

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

【現状の説明】

基準6-2-1で説明したとおり、本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員(140名)とほとんど乖離しない状況が続いている。

【点検・自己評価】

解釈指針6-2-2-1を満たしており、基準6-2-2を満たしていると判断する。

解釈指針6-2-2-1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

【現状の説明】

基準 6-2-1 及び基準 6-2-2 で説明したとおり、本会計大学院設置以来、会計大学院の在籍者数について、収容定員(140名)とほとんど乖離しない状況が続いている。そのため、入学定員の見直しが行われたことはない。

【点検・自己評価】

よって、基準6-2-2-1を満たしていると判断する。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、履修科目について春学期と秋学期の登録を年1回で行う。入学時はオリエンテーション実施後すぐ(今年度は4月7日(月)中)であり、2年進学時には前年度(3月)中に登録期間が設定されている。

履修指導は当該登録の前に行われている。本会計大学院は「養成したい人材」として、「財務に強い公認会計士」、「ITに強い公認会計士」、「法律に強い公認会計士」、「経営に強い公認会計士」、「行政に強い公認会計士」という5つの具体的人材像の養成を目標として掲げているが、それぞれの具体的人物像になるためのモデル履修プランを作成し、学生に配布している。

解釈指針7-1-1-1、解釈指針7-1-1-2の通り、入学時の導入ガイダンス並びに2年進学時の履修指導を行うとともに、個別演習科目(アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション)やオフィスアワー等を通じて、随時、学生の将来設計や学習の進捗状況等に関する相談を行っており、その中で履修指導を行っている。

< ITに強い公認会計士 >				2008年度入学生適用カリキュラム										
				会計科目				非会計科目		横断科目・個別演習科目				
科目群	配当年次	類別	財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネス系		
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原価計算論			監査制度論	企業法						
[必修科目]			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準							
16単位	2年次	理論科目												会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実務論	商法	経営学理論	インベストメント論	SD経済学			会計専門職業数学
[選択必修科目]			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレートファイナンス論				7分野ネットソリューション
24単位			特殊簿記					民法(総則・物権)						
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究							基本会計7DP 3&L演習
														基本監査7DP 3&L演習
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学			プロフェッショナル・ソリューション
			国際会計制度論	コストマネジメント論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	インベストメント論	マクロ経済学			論文指導・修士論文
								租税法理論		資本市場論				
								民法(債権)						
	2年次	実践科目	フィスクォーター実務		税務会計事例研究			判例演習	起業・株式公開事例研究					実践会計7DP 3&L演習
														実践監査7DP 3&L演習
応用科目群	1年次	理論科目								中小企業金融論				特殊講義(各テーマ)
[選択科目]	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	プロダクトマネジメント論	リスク分析論	公共経済学	XBR L論		
12単位			会計戦略論	会計情報システム		国際公会計制度論	内部監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論				
			無形資産会計論				不正検発監査論							
			金融商品会計論											
			企業結合会計											
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究					リサーチ・メソッド
														国際コミュニケーション論

< 財務に強い公認会計士 >

科目群	配当年次	類別	会計科目					2008年度入学生適用カリキュラム							
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	非会計科目	経済・統計系	IT・ビジネス系	横断科目・個別演習科目		
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原簿記計算論			監査制度論	企業法							
[必修科目]			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準								
16単位	2年次	理論科目													会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	イノベーション論	SD経済学				会計専門職業数学
[選択必修科目]			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレートファイナンス論					7分野ミクロマクロ経済学
24単位			特殊簿記					民法(総則, 物権)							
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究								基本会計707 3&L演習 基本監査707 3&L演習
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学				7分野ミクロマクロ経済学
			国際会計制度論	2121マネジメント論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	イノベーション論	マクロ経済学				論文指導, 修士論文
								租税法理論		資本市場論					
	2年次	実践科目	71270-710-実務		税務会計事例研究			民法(債権)							
								判例演習	証券・株式公開事例研究						実践会計707 3&L演習 実践監査707 3&L演習
応用科目群	1年次	理論科目													特殊講義(色7-7)
[選択科目]	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	707-710-マネジメント論	リスク分析論	公共経済学	XBR L論			
12単位			会計戦略論	会計情報システム	国際公会計制度論	内部監査論	不正摘発監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論					
			無形資産会計論												
			金融商品会計論												
			企業結合会計												
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究						リサーチ・メトリック 国際コミュニケーション論

< 法律に強い公認会計士 >

科目群	配当年次	類別	会計科目					2008年度入学生適用カリキュラム							
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	非会計科目	経済・統計系	IT・ビジネス系	横断科目・個別演習科目		
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原簿記計算論			監査制度論	企業法							
[必修科目]			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準								
16単位	2年次	理論科目													会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	イノベーション論	SD経済学				会計専門職業数学
[選択必修科目]			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレートファイナンス論					7分野ミクロマクロ経済学
24単位			特殊簿記					民法(総則, 物権)							
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究								基本会計707 3&L演習 基本監査707 3&L演習
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学				7分野ミクロマクロ経済学
			国際会計制度論	2121マネジメント論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	イノベーション論	マクロ経済学				論文指導, 修士論文
								租税法理論		資本市場論					
	2年次	実践科目	71270-710-実務		税務会計事例研究			民法(債権)							
								判例演習	証券・株式公開事例研究						実践会計707 3&L演習 実践監査707 3&L演習
応用科目群	1年次	理論科目													特殊講義(色7-7)
[選択科目]	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	707-710-マネジメント論	リスク分析論	公共経済学	XBR L論			
12単位			会計戦略論	会計情報システム	国際公会計制度論	内部監査論	不正摘発監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論					
			無形資産会計論												
			金融商品会計論												
			企業結合会計												
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究						リサーチ・メトリック 国際コミュニケーション論

< 経営に強い公認会計士 >

科目群	配当年次	類別	会計科目					2008年度入学生適用カリキュラム							
			財務会計系	管理会計系	税務会計系	公会計系	監査系	法律系	経営系	非会計科目	経済・統計系	IT・ビジネス系	横断科目・個別演習科目		
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原簿記計算論			監査制度論	企業法							
[必修科目]			上級財務会計論	上級管理会計論			監査基準								
16単位	2年次	理論科目													会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公会計理論	監査実施論	商法	経営学理論	イノベーション論	SD経済学				会計専門職業数学
[選択必修科目]			会計制度論		租税法会計論		監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレートファイナンス論					7分野ミクロマクロ経済学
24単位			特殊簿記					民法(総則, 物権)							
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究			監査事例研究								基本会計707 3&L演習 基本監査707 3&L演習
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論	金融商品取引法	経営戦略論		統計学				7分野ミクロマクロ経済学
			国際会計制度論	2121マネジメント論		政府・自治体会計論		上級会社法	経営組織論	イノベーション論	マクロ経済学				論文指導, 修士論文
								租税法理論		資本市場論					
	2年次	実践科目	71270-710-実務		税務会計事例研究			民法(債権)							
								判例演習	証券・株式公開事例研究						実践会計707 3&L演習 実践監査707 3&L演習
応用科目群	1年次	理論科目													特殊講義(色7-7)
[選択科目]	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論	法人税法	707-710-マネジメント論	リスク分析論	公共経済学	XBR L論			
12単位			会計戦略論	会計情報システム	国際公会計制度論	内部監査論	不正摘発監査論	行政法	国際経営論	国際財務戦略論					
			無形資産会計論												
			金融商品会計論												
			企業結合会計												
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公会計・公監査事例研究	国際監査事例研究		企業再生事例研究						リサーチ・メトリック 国際コミュニケーション論

< 行政に強い公認会計士 >										2008年度入学生適用カリキュラム						
科目群	配当 年次	類別	財務会計系		管理会計系		会計科目		監査系		非会計科目					横断科目・ 個別演習科目
基本科目群	1年次	理論科目	上級簿記	上級原簿記	上級簿記	上級原簿記	税務会計系	公認会計系	監査制度論	企業法	法律系	経営系	ファイナンス系	経済・統計系	IT・ビジネス系	
[必修科目]			上級財務会計論	上級管理会計論					監査基準							
16単位	2年次	理論科目														会計専門職業倫理
発展科目群	1年次	理論科目	会計基準論	戦略管理会計論	上級税務会計論	公認会計論			監査実務論	商法	経営学理論	イノベーション論	ミロ経済学			会計専門職業教育
[選択必修科目]			会計制度論		租税法会計論				監査報告論	中級会社法	実践経営管理論	コーポレートファイナンス論				7分野ミクロ-ソリューション
24単位			特殊簿記							民法(総則、物権)						
	1年次	実践科目	会計事例研究	管理会計事例研究					監査事例研究							基本会計707 3&4演習 基本監査707 3&4演習
	2年次	理論科目	国際会計基準論	企業分析論	上級税務戦略論	公監査論	国際監査制度論			金融商品取引法	経営戦略論			統計学		7分野ミクロ-ソリューション
			国際会計制度論	3Dマーケティング論		政府・自治体会計論				上級会社法	経営組織論	イノベーション論	707経済学			論文指導・修士論文
										租税法理論		資本市場論				
	2年次	実践科目	7070-307-実務		租税法事例研究					民法(債権)						実践会計707 3&4演習 実践監査707 3&4演習
										判例演習	起業・株式公開事例研究					
応用科目群	1年次	理論科目												中小企業金融論		特殊講義(各7-7)
[選択科目]	2年次	理論科目	英文会計論	企業価値マネジメント論	国際税務戦略論	非営利会計論	保証業務論			法人税法	7070-マーケティング論	リスク分析論	公共経済学	XBR L論		
12単位			会計戦略論	会計情報システム		国際公認会計制度論	内部監査論			行政法	国際経営論	国際財務戦略論				
			無形資産会計論				不正摘発監査論									
			金融商品会計論													
			企業統合会計													
	2年次	実践科目	国際会計事例研究	国際管理会計事例研究	国際税務会計事例研究	公認会計・公監査事例研究	国際監査事例研究				企業再生事例研究					リサーチ・メソッド論 国際コミュニケーション論

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-1並びに解釈指針7-1-1-2を満たしており、基準7-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「新入生ガイダンス配布資料一覧」
2. 『関西大学会計専門職大学院出講の手引き』2008年版

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、入学者に対して、入学式の日より3日程度の日程でオリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、本会計大学院の概要を説明するとともに、学習支援体制の説明、学習方法の指導等が行われる。そこでは、履修指導も行われ、学生全体への履修指導だけでなく、専任教員全員による個別履修指導、上級学生による履修相談などを実施している。

さらに、入学時のみならず、個別演習科目(アカデミック・ソリューション)やオフィスアワー等を通じて、随時、会計大学院における教育の導入ガイダンスを実施している。

【点検・自己評価】

解釈指針7-1-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「新入生ガイダンス配布資料一覧」

解釈指針7-1-1-2

履修指導においては、各会計大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、1年から2年への進級時には履修登録を前年度中に行う必要があるが、各担当教員が個別演習科目（アカデミック・ソリューション）やオフィスアワー等を通じて、学生の将来設計や学習の進捗状況等を勘案した履修指導を個別に行っている。

さらに、在籍する学生に対して、個別演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション）やオフィスアワー等を通じて、随時、学生の将来設計や学習の進捗状況等に関する相談を行っており、その中で履修指導を行っている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「新入生ガイダンス配布資料一覧」

7-1-2

各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員と学生のコミュニケーションを図り、学習相談並びにその他さまざまな問題に対する助言を行うべく、オフィスアワーを設定している。さらに、個別演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション）においても、各教員が学生の個性や希望・将来設計に応じた指導や学習の進捗状況等に関する相談を行っている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-2-1及び解釈指針7-1-2-2を満たしており、基準7-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
2. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針7-1-2-1(オフィスアワーが設定されている場合のみ)

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、オフィスアワーを設定している。学期期間中に各教員が週1回(90分)設定し、時間及び場所をインフォメーション・システム及び掲示板にて学生に周知徹底している。学生はオフィスアワーの時間に学習上の相談や助言を受けることができる。

学生は各教員のオフィスアワーの時間に学習上の相談のみならず、就職・進路等を含めた相談を行っている。さらに、オフィスアワー以外の時間でも学生は随時教員の研究室を訪問し、学習上の相談、その他の指導を受けている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「オフィスアワー時間割」

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、オフィスアワーは各教員の研究室で実施されることが多い。これは、学習指導等を行うに当たり、必要な資料等が手元にあるということの効果が大きいためである。また、各教員の研究室は経商研究棟の4階の西側に集中的に配置しているが、そのような配置を行った理由の一つとして、学生の学習相談等に際し、複数の教員からの指導を受けやすくするということがある。さらに、各教員は、オフィスアワー以外の時間でも随時、学生からの相談等を受け付けている。さらに、学習相談室を設置し、専門的知識を有するスタッフが学習相談や助言等を行っている。

このように、学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「尚文館教室・設備及び機器配置一覧」

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、「授業支援SA(スチューデント・アシスタント)」という教育補助者による学習支援を行っている。具体的な業務は、各種資料等の教室への運搬、教室での配布や回収、パソコンの設

置、プロジェクターによるスクリーンへの投影準備さらには音響施設の準備を行うことと、これらの業務の撤収や後片付けを行うことである。授業支援SAの依頼は、WEB上の事前予約システムから依頼可能であり、また、大学院教育棟（尚文館）の授業支援ステーションで依頼することもできる。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「授業支援SA案内」

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生に対する経済的支援策として、解釈指針 7-2-1-1 に記載の通り、入学定員の 3 割に当たる 21 名分の当大学院独自の給付奨学金制度を設け、学生への経済的支援体制の整備に努めている。

また、修学や学生生活に関する相談・助言、支援を行うために、解釈指針 7-1-2-1 に記載のとおり、オフィスアワーを設置している。さらに、基準 7-1-2 に記載のとおり、個別演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション）においても、修学や学生生活に関する相談・助言等を行っている。

このように、本会計大学院では学生の経済的支援及び学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-2-1-1及び解釈指針7-1-2-2を満たしており、基準7-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
2. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針7-2-1-1

各会計大学院は、多様な措置(各会計大学院における奨学金基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、以下の通り、当大学院独自の奨学金制度を設けている。その対象者は合計 21 名であり、入学定員 70 名の 3 割を占めている。

(1) 関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金

- ・授業料及び教育充実費の全額給付（2 年間） 2 名
- ・授業料及び教育充実費の全額給付（1 年間） 3 名
- ・授業料及び教育充実費の半額給付（1 年間） 8 名

(2) 関西大学校友会会計専門職大学院給付奨学金

- ・進学支援給付奨学金 給付金額：年額 500、000 円（一括支給） 6 名
- ・合格支援給付奨学金 給付金額：年額 250、000 円（一括支給） 2 名

また、当大学院を対象とした他の団体が給付する奨学金と関西大学が災害の被害者等に就学支援のために給付する奨学金、留学生を支援するための学費減免制度は以下のとおりである。

(3) 財団法人小野奨学会奨学金

財団法人小野奨学会から、当大学院の就学困窮者に対して給付される奨学金である。

給付月額：60、000 円 期間：最短修業年限 1 名

(4) 関西大学第 5 種奨学金（家計急変者給付奨学金）

地震、台風等の災害により家屋が被災又は学費支弁者の死亡等により、家計が急変した学生の修学支援を図るため、関西大学が奨学金を給付する制度である。

- ・給付金額 学費（授業料・教育充実費・実験実習料の合計額）相当額を上限

(5) 留学生支援学費減免制度

関西大学は、在留資格が「留学」である学生に対して、授業料の 30 パーセントを減免している。

さらに、以下の通り、日本学生支援機構が貸与する奨学金制度や銀行との提携教育ローン。その他の学生支援の制度は以下の通りである。

(6) 日本学生支援機構奨学金

- ・大学院第一種奨学金（無利息）と大学院第二種奨学金【利息付】がある。

なお、日本学生支援機構への奨学金推薦者数の実績は以下の通り。

日本学生支援機構奨学金推薦者数

		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		M I	M 2	M 1	M 2	M 1	M 2
予約採用	第 1 種			4		4 (1)	
	第 2 種			3		3	
定期採用	第 1 種	8		12	3	6	
	第 2 種	12		10		11	
計	第 1 種	8		19		10 (1)	
	第 2 種	12		13		14	

() 内は推薦辞退者数

(7) 関西大学会計専門職大学院教育ローン（貸与）

修学の熱意はあるが、経済的理由により就学が困難な学生の保証人（父母）を対象として、関西大学がりそな銀行と提携して行う教育ローン制度である。

(8) 教育訓練給付制度

本研究科は厚生労働省より「教育訓練給付制度」の対象講座として指定されている。指定期間は2006年4月1日から2009年3月31日である。この制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が、本会計専門職大学院の所定の教育課程を2年以内に修了し、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請した場合、教育訓練給付金（2007年度以前入学生は上限20万円）が支給される。

以上のように、本会計大学院に対する経済的支援制度にはさまざまなものがあるが、これらの制度について、入学時のガイダンスにおいて紹介するとともに、必要に応じて紹介を行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-2-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版
3. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/ideology/gaiyo.html>)

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

関西大学では、学生の健康相談のために保健管理センターが設けられている。学生の心身の健康維持・増進を目的として、健康管理、健康相談、診療等の業務を行っている。同センターには、心理相談室が設けられており、精神の健康保持増進のため、心理相談などの業務を行っている。

また、学生の生活相談等を受けるため、学生相談室が設置されている。具体的には、大学院生活にいかに対応し、またいかに計画して豊かで意義ある学生生活を送るかという問題や自分一人の能力や判断で解決や処理ができないことに直面したときに相談を受ける部署であり、専門家が常駐して相談に乗っている。

さらに、学内におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口として、外部の専門家2名と会計研究科教員を含む教職員の相談員17名からなるセクハラ相談室を設けている。セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントの被害にあった学生は、当該窓口相談することにより、適切な処置を受けることができる。

このように、学生の健康、生活、各種ハラスメントの相談等のために、大学全体として、保健セン

ター、心理相談室、学生相談室、セクハラ相談室が設置されており、必要な相談助言体制の整備に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-2-1-2を満たしていると判断する。

7-3 身体に障がいのある学生に対する支援

7-3-1

身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、身体に障がいのある者に対して、解釈指針 7-3-1-1 にあるとおり受験の機会を確保している。また、解釈指針 7-3-1-2 にあるとおりバリアフリーの施設・設備を完備し、さらに解釈指針 7-3-1-3 にあるとおり修学上の配慮がなされており、生活上の支援活動が行われる。現在、身体に障がいのある学生は在籍していないが、受験の機会の確保、施設及び設備の充実、学習や生活上の支援体制の整備が行われており、実際に、学部等に入学した身体に障がいのある学生は、充実した学生生活を送っている。今後、身体に障がいのある学生が本会計大学院に入学したとしても、同様の修学上の支援措置と身の回りの生活上の支援活動が行われることとなる。

【点検・自己評価】

解釈指針7-3-1-1～解釈指針7-3-1-3を満たしており、基準7-3-1を満たしていると判断する。

解釈指針7-3-1-1

身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人、不慮の事故による負傷者・疾病者の志願者の取扱いについて、次のとおり記載している。

- (1) 身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意がありますので、出願に先立ち、各日程の出願期間開始日までに電話で会計専門職大学院に申し出て相談してください。
- (2) 出願後の不慮の事故等による負傷者・疾病者が、受験時に特別な配慮と措置を希望する場合には、上記と同様に早めに会計専門職大学院に申し出て相談してください。

該当者から申し出て相談があれば、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行うことにより、等しく受験の機会を確保することとしている。しかし、現在までのところ入学志願者からの相談

の実績はない。

【点検・自己評価】

以上のように、解釈指針7-3-1-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院学生募集要項』2008年版

解釈指針7-3-1-2

身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び整備充足に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院が授業に使用する尚文館及び院生自習室のある第2学舎2号館の施設・設備は、バリアフリー対応となっており、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設・設備の必要十分な要件を充足している。主な特徴を列挙する。

- (1) 主要な教室の出入口は引き戸で、机は移動式となっている。一部の小教室は出入り口がドアとなっているが、バリアフリー対応が必要な場合は教室変更で対応することとしている。
- (2) トイレは各階に車椅子使用者対応の多目的トイレ、一般のトイレにも手摺、温水洗浄便座となっている。
- (3) エレベータは身体障がい者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。
- (4) 視覚障がい者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示がある。
- (5) 院生自習室1、院生自習室2、院生自習室3及び院生自習室4（図書閲覧室）は引き戸となっている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-3-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「尚文館教室・設備及び機器配置一覧」

解釈指針7-3-1-3

身体に障がいのある学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、身体に障がいのある学生に対して、修学上の支援措置を行うこととしている。現在、会計大学院には身体に障がいのある学生は在籍していないが、関西大学には在籍している。それらの学生に対し、修学上の支援や実験・実習・実技上の特別措置を認めており、関西大学ボランティアセ

ンターが中心になって、身の回りの生活上の支援活動を行ってきたという実績がある。会計大学院に身体に障がいのある学生が入学した場合は、同様の修学上の支援措置と身の回りの生活上の支援活動が行われることとなる。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-3-1-3を満たしていると判断する。

7-4 職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針 7-4-1-1 にあるように、資格・就職対策委員会を設置し、学生がその能力及び適性に応じて主体的に進路を選択できるように学生支援を行っている。

就職希望の学生に関しては、関西大学キャリアセンターと連携して、学生に対するガイダンス、指導、助言を行っている。実際に、資格・就職対策委員会では、平成 19 年度および 20 年度に会計大学院学生向けの就職セミナーを開催した。具体的には、企業の就職説明会のみならず、監査法人の説明会（5 社参加）を行った。特に、就職の決まらなかった学生に対して、就職ガイダンスを行って、個別企業への紹介を行い、採用に結びつけた。

なお、関西大学のキャリアセンターは、企業からの求人情報等の収集・管理・提供を行うとともに、就職に向けたガイダンス、指導、助言を行っている。

公認会計士等の資格取得を目指す学生には、資格・就職対策委員会のみならず、個別指導演習（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション）を担当する教員が、各学生に応じた指導、助言を行っており、必要となる試験情報等の収集・管理・提供を大学院全体で行っている。

このように、学生の進路について、自らの能力、適性、志望に応じた主体的な選択を行わせるべく、ガイダンス、会計大学院全体で指導、助言を行っており、必要な情報の収集・管理・提供を行うとともに、就職、資格取得等のそれぞれの進路に応じ、キャリアセンターとの連携も行っている。

【点検・自己評価】

解釈指針7-4-1-1を満たしており、基準7-4-1は満たしていると判断する。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院の資格・就職対策委員会では、関西大学のキャリアセンターと連携を保ちつつ、学生へ

の支援活動を行っている。具体的には、定期的に進路アンケートを実施し、学生の目指す進路を把握し、個別演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション）の教員と連携して個別指導を行うことや、当大学院からの学生の就職を希望する企業や監査法人の企業説明会を実施し、特に就職を希望する学生に対しては就職ガイダンスを開催し、さらに就職指導や面接指導を実施する等のサポートを行っている。

関西大学のキャリアセンターには相談窓口があり、就職等に係る専門的な相談を受けている。一方、資格・就職委員会は上記のような支援活動に加えて、相談も行っている。さらに、各教員は、オフィスアワーの時間や個別演習科目の時間、その他の時間を、就職のみならず公認会計士等の資格取得に向けた勉強等の相談を学生から受けている。

このように、キャリアセンターと連携を保ちつつ、資格・就職対策委員会と各教員は協力して、学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるよう、支援に努めている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針7-4-1-1を満たしていると判断する。

第8章 教員組織

8-1 教員の資格と評価

8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、2008年度において、専門職大学院設置基準に従い専任教員13名の教員が置かれている。専任教員のうち実務家教員が5名、また実務家教員のうちみなし専任教員が3名である。これら専任教員13名は教育上又は研究上の業績を有する者である。

【点検・自己評価】

専門職大学院設置基準に従い、研究者教員および実務家教員が適正に配置されているので、基準8-1-1を満たしていると評価する。

解釈指針8-1-1-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、採用時に研究者教員については5年以上の研究歴につき、実務家教員については5年以上の実務歴につき厳しく審査している。採用後は、会計研究科の紀要『現代社会と会計』（2007年3月創刊、年1回発行）において、第1回目の記載時には過去5年分の、以後は過去1年分の業績を記載することとしている。またすべての教員につき、会計研究科のホームページ、パンフレットにおいてプロフィール等を公開している。

本会計大学院では、自己点検・評価に関して2007年度は『FD活動報告書』として刊行し、2008年度からは『FD活動報告書』と『自己点検・評価報告書』を刊行している。『FD活動報告書』では、教員に対する学生による授業評価と教員による評価への対応が記されている。これら2種の報告書はともに本会計大学院のホームページに公開しており、ダウンロードも可能である。

【点検・自己評価】

本研究科発行の『現代社会と会計』等を通じて会計大学院教員の教育・研究の業績が公開されている。解釈指針8-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号、2008年3月

2. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号、2007年3月
3. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第2号、2008年3月
4. 『現代社会と会計』創刊号(141～168頁)
5. 『現代社会と会計』第2号(101～109頁)

8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

【現状の説明】

専任教員は、以下の8系列に適切に配置されている。

専攻分野	人数
財務会計系	2
管理会計系	2
監査系	2（実務家1名含む）
公会計系	2（実務家1名含む）
法律系	1
経営系	1（実務家1名含む）
経済系	1
ファイナンス系	2（実務家2名含む）

研究者教員も実務家教員も採用時に教育上の指導能力の有無を審査しており、全員が指導能力を有している。研究者教員8名はいずれも「教育上又は研究上の業績を有する者」である。実務家教員はいずれも「高度の技術・技能を有する者」である。

【点検・自己評価】

全体として適正に教員が配置されている。以上より、本会計大学院は、基準8-1-2を満たしていると判断する。

解釈指針8-1-2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

「解釈指針 8-1-1-1」と全く同じ説明であるので、これに対する回答も同じであるが、念のために、以下に繰り返して記述しておく。

【現状の説明】

本会計大学院では、採用時に研究者教員については5年以上の研究歴につき、実務家教員については5年以上の実務歴につき厳しく審査している。採用後は、会計研究科の紀要『現代社会と会計』（2007年3月創刊、年1回発行）において、第1回目の記載時には過去5年分の、以後は過去1年分の業績を記載することとしている。またすべての教員につき、会計研究科のホームページ、パンフレットにおいてプロフィール等を公開している。

本会計大学院では、自己点検・評価に関して2007年度は『FD活動報告書』として刊行し、2008年度からは『FD活動報告書』と『自己点検・評価報告書』を刊行している。『FD活動報告書』では、教員に対する学生による授業評価と教員による評価への対応が記されている。これら2種の報告書はともに本会計大学院のホームページに公開しており、ダウンロードも可能である。

【点検・自己評価】

本研究科発行の『現代社会と会計』等を通じて会計大学院教員の教育・研究の業績が公開されている。解釈指針 8-1-1-1 は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号、2008年3月
2. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号、2007年3月
3. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第2号、2008年3月
4. 『現代社会と会計』創刊号(141～168頁)
5. 『現代社会と会計』第2号(101～109頁)

解釈指針8-1-2-2

基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、定期的に刊行している『現代社会と会計』の中の「業績一覧」には公的活動や社会貢献活動の記録を含んでいる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 8-1-2-2 について優れていると判断する。

【参考資料】

1. 『現代社会と会計』創刊号(141～168頁)

2. 『現代社会と会計』第2号(101～109頁)

解釈指針8-1-2-3

基準8-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条に規定する教員の数に算入することができない。

【現状の説明】

本解釈指針の趣旨は理解している。解釈指針 8-1-2-4 により商学研究科博士課程後期課程を担当する教員が3名いる。この特例を除き、本会計大学院の専任教員は、学部、他研究科の教員の数に算入されていない。

解釈指針8-1-2-4

基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

【現状の説明】

本解釈指針の趣旨は理解している。解釈指針 8-1-2-4 により商学研究科博士課程後期課程を担当する教員が3名いる。

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院における教員の採用及び昇任は、会計研究科の「人事委員会に関する申し合わせ」に基づいて行われている。教員人事に関する重要事項については、教授会の構成員からなる人事委員会を置き、審議に当たらせている。

関西大学大学院会計研究科 人事委員会に関する申し合わせ

(設置)

第1条 本研究科に人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、研究科長が指名する教員3名をもって組織し、教授会の承認を得る。

2 研究科長が必要と認める場合は、本研究科の専任教員以外の者を前項の委員に指名することができる。

(委員以外の出席)

第4条 委員会又は研究科長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員会は、会議における審議内容等を会議終了後、遅滞なく、研究科長へ報告しなければならない。

(答申)

第6条 委員会は、研究科長からの諮問に対して、定められた期限までに研究科長へ報告しなければならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、専門職大学院事務グループが行う。

(補則)

第8条 この申し合わせに定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この申し合わせは、平成18年4月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせ(改正)は、平成18年8月1日から適用する。

【点検・自己評価】

教員の採用・昇進・定年延長など、人事に関する重要事項は発生するつど、教授会において3名からなる人事委員会を設置し、教員の教育上の指導を適切に評価していることから、本会計大学院は、基準8-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「会計研究科人事委員会に関する申し合わせ」
2. 「会計研究科専任教員の昇任に関する内規」
3. 「関西大学特別任用教育職員規程施行細則(会計研究科)」
4. 「定年延長に関する内規」
5. 「定年延長に関する内規施行に際しての申し合わせ」

8-2 専任教員の配置と構成

8-2-1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究

指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数 (小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき 1 人の専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本指針 8-2-1 前半の条件

告示第 175 号別表第一に定める修士課程を担当する教員数：5 名

$5 \text{ 名} \times 1.5 \text{ 倍} = 7.5$ 、 よって、7 名

告示第 175 号別表第一に定める修士課程を担当する研究指導教員数と研究指導補助教員数の合計：9 名

$9 \text{ 名} - 5 \text{ 名} = 4 \text{ 名}$ 必要な研究指導必要教員数：7 名 + 4 名 = 11 名

本指針 8-2-1 後半の条件

研究指導教員 1 人当たりの学生収容定員：20 名

$20 \text{ 名} \times 3/4 = 15 \text{ 名}$

収容定員の数に対応する専任教員の数：140 名

$140 \text{ 名} \div 15 \text{ 名} = 9.33$ よって 10 名

基準 8-2-1 は、前半及び後半の大きい方を最低必要教員数とすることを求めており、本会計大学院の場合、前半の条件に該当し、最低必要数は 11 名となる。

【点検・自己評価】

本会計大学院の専任教員は、13 名であり、基準 8-2-1 を満たしていると判断する。

解釈指針8-2-1-1

基準 8-2-1 の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について 1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院（正式には大学院会計研究科）は、会計人養成専攻（専門職学位課程）のみで構成されているので、専攻における教員の配置は、8-1 に示したように、2008 年度は、専任教員 13 名の教員が置かれている。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針 8-2-1-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学職員現員表」

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

【現状の説明】

専任教員 13 名中、9 名が教授であり、また 4 名が准教授である。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 8-2-1-2 を満たしている。

【参考資料】

1. 「関西大学職員現員表」

解釈指針8-2-1-3

基本科目(財務会計、管理会計、監査等)については、いずれも当該授業科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、基本科目(財務会計、管理会計、監査等)を 8 科目開講している。基本科目はすべて専任教員が担当している。

財務会計系：上級簿記、上級財務会計論

管理会計系：上級原価計算論、上級管理会計論

監査系：監査制度論、監査基準、会計職業倫理

法律系：企業法

経営系：実践経営管理論(2008年度は発展科目)

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針 8-2-1-3 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版

解釈指針8-2-1-4

各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準 8-2-1 に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる専任教員を適切に配置している。本会計大学院では会計系4系列に各2名を配置するとともに、非会計系4系列に1名配置している。ただし非会計系のうちファイナンス系列は2名の配置となっている。

【点検・自己評価】

原則として、適切な配置となっているが、余裕があれば法律系を2名としたいという要望がある。かかる要望は別として、本会計大学院は、現状においても、解釈指針8-2-1-4を満たしている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版

8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【現状の説明】

8-1-2で述べたとおり、専任教員は、8系列に適切に配置されている。

(再掲)

専攻分野	人数
財務会計系	2
管理会計系	2
監査系	2(実務家1名含む)
公会計系	2(実務家1名含む)
法律系	1
経営系	1(実務家1名含む)
経済系	1
ファイナンス系	2(実務家2名含む)

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準8-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版

解釈指針8-2-2-1

各科目について、会計大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院はその理念や教育目的を達成するために、会計系5系列と非会計系5系列の合計10系列に分けて教員を配置している。すでに8-1-1及び8-1-2に示したように専任教員はこのうちの8系列に適切に配置されている。専任教員が担当する基本科目はこれら8系列のうちの5系列に置おかれている。専任教員が配置されていない2系列には税務会計系列とIT・ビジネススキル系列がある。さらに、これら系列に属さない科目として横断科目と個別演習科目がある。このうち個別演習科目はみなし専任教員を除く専任教員で担当しており、本会計大学院の理念と教育目的を個別指導の観点から徹底する意義を有している。

以上の10系列及び2科目群につき、専任教員が担当している科目数を示したものが表8-1である。専任教員はその配置された系列の科目を基本的に担当するが、他系列でも担当可能な場合には担当している。また、専任教員でカバーできない科目については非常勤講師に担当を依頼している。

表 8-1 専任教員担当科目数

	会計系科目 5 系列					非会計系科目 5 系列					横断	個別演習
	財務 会計	管理 会計	税務 会計	公会 計	監査	法律	経営	経済	ファイ ナンス	IT・ビ ジネス スキル		
基本科目 (理論)	4	4			6	2					1	
発展科目 (理論・実践)	5	3	1	3	1	3	1	3	3	3		3
応用科目 (理論・実践)	3	2		3	2		2	2	3			

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育目的を実現するための特色に基づき専任教員が配置されている。(表8-1参照)
以上より、本会計大学院は解釈指針8-2-2-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「2008年度授業科目担任者一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)

解釈指針8-2-2-2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院の専任教員の年齢構成は、2008年4月1日現在で、以下のとおりである。

教員年令	人数
60歳代	2
50歳代	2

40 歳代	6
30 歳代	3
合計	13

表 8-2 会計大学教員年令構成

【点検・自己評価】

30 歳代と 40 歳代で教員の過半数を占めており、研究意欲も盛んであり、かつ教育サービス提供の観点からみても、他の会計大学院に勝る強みとなっている。また、本会計大学院専任教員の年令構成に著しい偏りがないことが分かる。現在のところ特別の措置を講じる必要はないと考えている。今後とも教員年令構成を考慮しながら教員の採用を行っていきたい。

以上より、本会計大学院は、解釈指針 8-2-2-2 に関して必要な措置を講じていると判断する。

8-3 研究者教員

8-3-1

研究者教員(次項 8-4-1 で規定する実務家教員以外の教員)は、おおむね 3 年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

【現状の説明】

本会計大学院における研究者教員 8 名は全員 3 年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する。基準 8 - 1 に記したとおり、関西大学大学院会計研究科発行の『現代社会と会計』創刊号(2007 年 3 月発行)の 141 頁から 168 頁及び同誌第 2 号の 101 頁から 109 頁から、研究者教員の業績を確認できる。

【点検・自己評価】

2006 年度は和文紀要『現代社会と会計』に専任教員 10 名(うち研究者 8 名全員、実務家 2 名)が執筆し、欧文紀要『Journal of Accountancy、Economics and Law』に専任教員 3 名(いずれも研究者)が執筆したほか、研究科長が編者となった『会計教育方法論』(関西大学出版部)にも専任教員 9 名(うち研究者 8 名全員、実務家 1 名)が執筆した。このように会計研究科 1 年目に研究者教員全員が研究論文等の執筆にあたることができたことから研究能力の高さを証明するものと言える。

以上より、本会計大学院は、解釈指針 8-3-1-1 を満たしているものと判断する。

【参考資料】

1. 『現代社会と会計』創刊号(141～168 頁)
2. 『現代社会と会計』第 2 号(101～109 頁)
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007 年関西大学出版部

解釈指針 8-3-1-1

教育歴については、研究教育機関において専任教員として 3 年以上の経験を有すること。

【現状の説明】

文部科学省への設置申請を行った時点で、研究者教員すべてが、研究教育機関において3年以上の経験を有していた。設置後の異動もない。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針8-3-1-1を満たしているものと判断する。

解釈指針8-3-1-2

高度の研究の能力とは、担当する授業科目の分野において、過去5年間一定の研究業績を有すること。

【現状の説明】

本会計大学院における研究者教員8名は、全員が、担当する授業分野において、過去5年間に一定の研究業績を有する。この業績は8-3-1に示したとおり、その業績を公開しているののでいつでも確認できる。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針8-3-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『現代社会と会計』創刊号(141～168頁)
2. 『現代社会と会計』第2号(101～109頁)
3. 柴健次編著『会計教育方法論』2007年関西大学出版部

8-4 実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

8-4-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

【現状の説明】

本会計大学院における実務家教員5名の内訳は、公認会計士3名、民間企業2名であり、実務家教員最低必要数4名を満たしている。これら教員は、専門分野での実務経験以外にも、過去にも大学・大学院等で教育経験を有しており、また、国や地方自治体等の審議会・委員会を勤めるなど高度な能力を遺憾なく発揮している。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準8-4-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版

解釈指針8-4-1-1

基準8-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。

【現状の説明】

本会計大学院における実務家教員5名の実務経験と担当科目は以下のようになる。

No.	教員名	職位	担当科目
1	清水涼子 公認会計士 約25年	教授 専任	会計専門職業倫理、公会計論、政府・自治体会計論、非営利会計論、国際公会計制度論、アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文
2	宗岡 徹 公認会計士 約22年	教授 専任	資本市場論、システム監査論、年金財政論、国際財務戦略論、アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文
3	小松原 聡 民間企業 約27年	教授 みなし専任	実践経営管理論、コーポレート・ガバナンス論、起業論、組織再生論
4	室井伸一 民間企業 約32年	教授 みなし専任	インベストメント論、コーポレート・ファイナンス論、IR論、公開戦略論
5	藤井留美 公認会計士 約24年	教授 みなし専任	監査基準、上級税務会計論、会計専門職業倫理、監査事例研究

表8-3：実務家教員の実務経験と担当科目

【点検・自己評価】

実務家教員は、いずれも会計専門職大学院教員として相応しい豊かな実務経験と高度な実務能力を備え、会計関連科目を担当しているため、実務経験と関連する科目を担当しているとみなすことができる。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版

解釈指針8-4-1-2 (専任教員以外の者を充てる場合のみ)

基準8-4-1に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

【現状の説明】

本会計大学院には、実務家教員 5 名が在籍している。本会計大学院に必要専任教員数は 11 名であり(基準 8-2-1)、実務家教員の必要最低数は 4 名である。また、解釈指針 8-4-1-2 に従えば、実務家教員必要最低数 4 名のうち 3 名をみなし専任教員を充てることができる。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、解釈指針 8-4-1-2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008 年版

8-5 専任教員の担当科目の比率

8-5-1

各会計大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

【現状の説明】

詳しくは指針 8-8-1-1 への回答に示すが、本会計大学院においては、教育上主用途認められる授業科目については、原則として専任教員が配置されている。

【点検・自己評価】

以上より、73%の科目を専任教員が担当しているので、本会計大学院は、基準 8-5-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「2008年度授業科目担任者一覧」

解釈指針8-5-1-1

基準8-5-1に掲げる授業科目のうち必修科目、選択必修科目、各会計大学院が特に重要と考える授業科目についてはおおむね7割以上が、専任教員によって担当されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では総数で 90 科目を開講している。このうち必修科目が 9 科目（18 クラス）、選択必修科目が 40 科目である。また、本会計大学院が特に重要と考える授業科目として個別演習科目 2 科目（20 クラス）と論文指導 1 科目（10 クラス）がある。まず、必修科目 9 科目の専任教員担当率は 100% である。また、選択必修科目 40 科目については、26 科目 65% が専任教員担当である。個別演習科目 2 科目と論文指導 1 科目の専任教員担当率は 100% である。

以上につき、科目数ベースで専任教員担当率を算出すると 52 科目中の 38 科目すなわち 73% となる。一方、クラス数ベースで専任教員担当率を算出すると 88 科目中の 74 科目すなわち 84% となる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は解釈指針 8-5-1-1 を満たしているものと判断する。

【参考資料】

1. 会計専門職大学院ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008 年版
3. 「2008 年度授業科目担任者一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)

8-6 教員の教育研究環境

8-6-1

会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

【現状の説明】

本会計大学院の授業負担については、下記の規程により定められている。

学校法人関西大学職員就業規則

第 8 条 教育職員の勤務時間は、授業担任時間によるものとし、概ねこれを 1 週 3 日以上に分けて担任するものとする。

2 授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は、次の基準によるものとする。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(1) 大学

ア 教授 8 時間

イ 准教授、専任講師及び助教 6 時間

(助教については 4 時間に減免することができるものとする。)

(大学院担当者の授業担任時間)

第 9 条

2 大学院における授業担任時間は、1 時間を 1 時間 30 分として取り扱う。

給与規則

第 42 条 教育職員が授業責任時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業を担当する場合には、授

業担当手当を支給する。

(3) 大学院における担当授業時間は、1 時間を 1 時間半として計算し、学部における担当授業時間との合計時間数が責任時間を超える場合は、その超過授業時間に対して第 1 号に基づいて取り扱うものとする。

関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）

第 7 条 特任教員は、本研究科において原則として年間 8 単位以上の講義を担当し、カリキュラム構成及び本研究科の運営に責任を有する。

2 前項の「単位」は、関西大学大学院会計研究科学則第 23 条第 2 項におけるいずれかの学期において、1 週 2 時間の授業を担当することをもって 2 単位とする。

本大学院における年度ごとの授業負担割合は、少ない専任教員で春学期 8 時間（1.5 倍換算後 12 時間）秋学期 8 時間（1.5 倍換算後 12 時間）、多い専任教員で春学期 12 時間（1.5 倍換算後 18 時間）、秋学期 14 時間（1.5 倍換算後 21 時間）となっている（特任教員は 4 科目以上）。関西大学における授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は 8 時間であるので、専任教員は本学内部要件を充足している。

【点検・自己評価】

本会計大学院における教員の授業負担は、負担割合の小さいものについては、関西大学が専任教員に求める授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数（8 時間）を満たしており、適正な範囲に留まっている。

以上より、本会計大学院は、解釈指針 8-6-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「平成20年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」（本報告書「データ・資料編」所収）

解釈指針8-6-1-1

各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも8単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等(他大学の非常勤を含む。)を通じて、多くとも年間 30 単位以下であることとし、年間 24 単位以下にとどめられていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針 8-6-1 で述べたとおり、本会計大学院における年度ごとの授業負担割合は、少ない専任教員で春学期 8 時間（1.5 倍換算後 12 時間）秋学期 8 時間（1.5 倍換算後 12 時間）、多い専任教員で春学期 12 時間（1.5 倍換算後 18 時間）秋学期 14 時間（1.5 倍換算後 21 時間）となっている（特任教員は 4 科目以上）。関西大学における授業担任時間の最小限度である毎週の責任時間数は 8 時間であるので、専任教員は本学内部要件を充足している。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 8-6-1-1 を満たしていると判断できる。

【参考資料】

1. 「平成20年度専任教員授業科目担任・時間数一覧」(本報告書「データ・資料編」所収)

8-6-2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院教員の研究専念措置としては、国内研究員、研修員、及び在外研究員が、一定の条件を満たす専任教員に対して制度として認められている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準 8-6-2 に示されている措置が講じられていると判断できる。

【参考資料】

1. 「関西大学国内研究員規程」
2. 「関西大学国内研究員研究費支給内規」
3. 「関西大学在外研究員規程」
4. 「研修員規程」

8-6-3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院の専任教員の教育上の職務を補助する制度としては、必要な資質及び能力を有する事務職員その他、SA(Student Assistant)が大学院全体に対するものとして配置されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院の教員を補助するために、専門職大学院事務グループは多くの業務を行っている。また、学生募集関係・入学試験に関することについては、大学院入試グループがその業務を担っている。これらの点から、本会計大学院は、基準 8-6-3 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「専門職大学院事務グループ業務分担表」

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独立性

9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

【現状の説明】

解釈指針 9-1-1-1 および 9-1-1-2 に示すように、本会計大学院は、会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有している。

【点検・自己評価】

よって、基準 9-1-1 を満たしているものと判断する。

解釈指針9-1-1-1

会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

【現状の説明】

本会計大学院は、その運営に関する重要事項を審議する会議として、会計研究科教授会を設置している。会計研究科教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員によって構成されている。専任の教授のみならず准教授等もその構成メンバーとしているのは、広く専任教員の意見を取り入れ、より慎重かつ正確な意思決定が行われるよう配慮したためである。2008年度における会計研究科教授会は、専任教授6人、専任准教授4人、特別任用教育職員3人による構成である。

会計研究科教授会によって審議される事項は、本会計大学院における将来計画・改革及び中期・長期計画、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項である。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、関西大学大学院会計研究科学則第21条第2項の規定に基づき、会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構 成）

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に規定する教員）をもって構成する。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、その運営に関する重要事項を審議する会議として教授会が置かれ、その構成は専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員によるものであり、よって解釈指針9-1-1-1は満たされていると判断する。

【参考資料】

1. 「会計研究科教授会規程」
2. 「組織規則」
3. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版(18～20頁)

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計研究科長を置く。2008年度における会計研究科長は柴健次である。会計研究科長が会計大学院の業務を掌理することが、会計研究科教授会規程に定められている。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

第3条 教授会は、選挙によって研究科長を選出する。

- 2 研究科長選挙に関する規程は、別にこれを定める。
- 3 研究科長は、副研究科長を教授会に推薦する。研究科長に支障あるときは、副研究科長がその任務を代行する。

【点検・自己評価】

本会計大学院は、専任の長として会計研究科長を置いており、解釈指針9-1-1-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学大学院会計研究科教授会規程」
2. 『会計専門職大学院パンフレット』2008年版(3頁)

9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、会計研究科教授会において、将来計画・改革及び中期・長期計画、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項について審議することとなっている。。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

(議決事項)

第6条 教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議し、決定する。

- (1) 研究科長の選出
- (2) 副研究科長の承認
- (3) 学長の承認
- (4) 会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
- (5) 会計研究科特別任用教育職員の任用
- (6) 全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出
- (7) 学則に関する事項
- (8) 入学試験に関する事項
- (9) 会計研究科学則に関する事項
- (10) 教育課程に関する事項
- (11) 学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項
- (12) 学生の試験に関する事項
- (13) 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
- (14) その他教育・研究に関する事項

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準 9-1-2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学会計研究科教授会規程」

解釈指針9-1-2-1

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、特別任用教育職員と定めている。解釈指針9-1-1-1で述べたように、特別任用教育職員は、会計研究科教授会における構成メンバーとして、会計大学院の教育課程の編成等における審議において参加することとなっており、その責任を担う立場にある。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

(構成)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、助教及び特別契約教授並びに特別任用教育職員（平成15年

文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項に規定する教員) をもって構成する。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針 9-1-2-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学会計研究科教授会規程」

9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員の人事に関する重要事項については、会計研究科教授会により審議される。なお、人事に関する重要事項、すなわち、採用、定年延長、昇進などについては、より慎重な判断が要求されるため、制度として人事委員会をおいている。人事委員会は、教授会の構成員から 3 人が選任され、専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申をすることとなっている。

関西大学大学院会計研究科教授会規程

(議決事項)

第 6 条 教授会は、会計研究科に関する次の事項を審議し、決定する。

- (1) 研究科長の選出
- (2) 副研究科長の承認
- (3) 学長の承認
- (4) 会計研究科専任教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
- (5) 会計研究科特別任用教育職員の任用
- (6) 全学的及び研究科内の各種委員会委員等の選出
- (7) 学則に関する事項
- (8) 入学試験に関する事項
- (9) 会計研究科学則に関する事項
- (10) 教育課程に関する事項
- (11) 学生の学籍、修了、賞罰及び補導に関する事項
- (12) 学生の試験に関する事項
- (13) 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項
- (14) その他教育・研究に関する事項

(人 事)

第 7 条 任用人事及び昇任人事に関する教授会は、教授人事には教授、准教授人事には准教授以上の者、助教の人事には助教以上の者をもって構成する。

2 前条第4号及び第5号の人事に関する教授会についての規定は、別に定める。

関西大学大学院会計研究科 人事委員会に関する申し合わせ

(設置)

第2条 本研究科に人事委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は専任教員又は特別任用教員の任用人事及び昇任人事に関する事項について、研究科長からの諮問に基づき答申することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、研究科長が指名する教員3名をもって組織し、教授会の承認を得る。

2 研究科長が必要と認める場合は、本研究科の専任教員以外の者を前項の委員に指名することができる。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針9-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学会計研究科教授会規程」
2. 「関西大学大学院会計研究科 人事委員会に関する申し合わせ」

9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

【現状の説明】

解釈指針9-1-4-1～9-1-4-3に示すように、本会計大学院は、会計大学院における教育活動を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

【点検・自己評価】

解釈指針9-1-4-1～9-1-4-3に示すように、本会計大学院は、基準9-1-4を満たしていると判断できる。

【参考資料】

1. 『関西大学予算・決算資料』
2. 「専門職大学院事務グループ 予算申請書」

解釈指針9-1-4-1

会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

【現状の説明】

関西大学は、会計大学院における教育活動等のための経費として、毎年度十分な予算が計上されており、かつ教育活動等に必要に応じて執行されている。2008年度は本会計大学院において、30,214,000円の予算が教育活動に必要な経費であるとして設定された。このことは会計大学院における教育活動を実施するのに十分であるといえる。よって、関西大学は、本会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担しているといえる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 9-1-4-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学予算・決算資料』
2. 「専門職大学院事務グループ 予算申請書」

解釈指針9-1-4-2

会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

【現状の説明】

本会計大学院における予算は、会計大学院の教授会によって設定された事項に従い使用することができることとされている。すなわち、教授会が会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために必要であると判断した項目に利用することができる制度となっている。2008年度は具体的に、授業運営に23,335,000円、各種資格試験受験支援に300,000円、評価活動に3,933,000円、院生研究に2,179,000円、専門職大学院運営に267,000円、短期海外出張に200,000円計上された。よって、本会計大学院においては、会計大学院の運営のために提供された資金等については、会計大学院教授会の下、本会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるような仕組みとなっている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 9-1-4-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学予算・決算資料』
2. 「専門職大学院事務グループ 予算申請書」

解釈指針9-1-4-3

会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

【現状の説明】

本会計大学院は独立研究科として大学院組織の中に位置付けられていることから、会計研究科長が、教学の全学組織である学部長・研究科長会議（議長は学長）の構成員となり、全学のあらゆる動きを把握し、研究科の希望を伝える立場を確保できている。さらに、会計研究科に関わるすべての事項を教授会において決定していることから、学内他組織に影響されない研究科運営ができています。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 9-1-4-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学予算・決算資料』

9-2 自己点検及び評価

9-2-1

会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

【現状の説明】

本会計大学院では、その教育水準の維持向上を図り、またその目的及び社会的使命を達成するため、本会計大学院における教育活動等の状況について、組織的かつ継続的に、自己点検・評価を実施し、その結果を一般に公表することを行っている。

まず、本会計大学院では、自己点検評価委員会を組織し、当該委員会主導の下で、自己点検及び評価を行っている。自己点検評価委員会は、教育理念・目的や教育内容等について、「現状の説明」から「長所」、「問題点」及び「将来の改善・改革に向けた方策」について、点検及び評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。これに加えて、個別的な教育に対する取組みとして、春学期及び秋学期にすべての開講科目においてその受講生に対して授業評価アンケートを実施している。このアンケートの結果は集計され教員に対して通知されている。さらに、専任教員は自己の担当科目及びその系列におけるアンケート結果につき、その分析及び授業改善の試みについて FD 活動報告書に記載することを義務づけられている（自己点検・評価の実行）。

この自己点検・評価報告書および FD 活動報告書は冊子にして公表しており、さらにこの内容はホームページにおいても公表されている（自己点検・評価の公表）。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準 9-2-1 を満たしていると判断する。

なお、本会計大学院は、2009 年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けることを予定しており、現在、国際会計教育協会が示している「会計大学院評価基準要項」に基づき自己評価を行っている段階である。

【参考資料】

1. 「関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程」
2. 『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号
3. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号～第4号

9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

【現状の説明】

(1) 自己点検及び評価における項目設定

本会計大学院においては、自己点検及び評価の実行に際しては、本会計大学院における教育理念の達成及び教育水準の維持向上を図るべく、独自の項目を設定して取り組んでいる。すなわち、関西大学全体としても自己点検及び評価は実施されているが、これに依存することなく、会計大学院教育という特徴を重視した項目設定を行っている。

自己点検及び評価については、その項目として「1 理念・目的・教育目標」から「11 施設、設備及び図書館等」に至までの11個の項目(さらに細部に項目分けを行っている)を設けて行っている。それぞれの項目ごとに、「現状の説明」、「長所」、「問題点」及び「将来の改善・改革に向けた方策」について、点検及び評価を行っている。

さらに、個別的な教育に対する取組みにおいては、授業評価アンケートに、その項目として「授業の評価」に11項目、「授業への取組み」に6項目、その他「答案練習会について」に3項目をおり、いずれも会計大学院における教育活動等の状況を調査するための項目設定となっている。次に、その分析については、「受講生の傾向」、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」、「今後の対応」という項目を設けている。

以上の項目は、会計大学院における自己点検及び評価という趣旨に照らして、適切であると判断して設定したものである。

(2) 自己点検及び評価の実施体制

本会計大学院においては、自己点検及び評価の実施は、自己点検評価委員会およびFD委員会の主導により、かつその連携によって行われている。自己点検及び評価とFD活動は密接に結びつつのものであって、両者が有機的に結合して初めてその機能を果たすべきものと考えられるからである。FD委員会は授業評価アンケートの実施およびその分析、その後のFD活動報告書の作成を中心に行っているのに対して、自己点検評価委員会は、このFD委員会の活動を踏まえて、さらにより広い視野から自己点検及び評価を行い、自己点検・評価報告書を作成している。よって、本会計大学院においては、自己点検及び評価を実施するのに適切な体制を構築している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、基準9-2-2を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程」
2. 「委員会名簿」2008年版
3. 『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号
4. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号～第4号

解釈指針9-2-2-1

会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院の自己点検評価委員会委員は、2006年4月1日に開催された本会計専門職大学院開設後初の教授会において選任された。その後、自己点検評価委員会規程が2006年5月25日に制定されている。現在の委員は会計研究科教授会によって承認された専任教員2名、教務センター所属事務職員1名であり、規程を充足している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は解釈指針9-2-2-1について満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程」

9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、自己点検及び評価に関しては、自己点検評価委員会及びFD委員会の連携により実施されている。自己点検及び評価の結果は、自己点検評価委員会作成による「自己点検評価報告書」およびFD委員会作成による「FD活動報告書」により明らかにされる。この結果を踏まえて、両委員会から教育活動等の状況が明らかにされ、特にその改善がなされるよう提案される仕組みとなっている。その実施内容については、解釈指針9-2-3-1【現状の説明】で詳述する。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院における教育内容・方法の改善につき自己点検及び評価の結果を反映させるための体制となっており、本会計大学院は、基準9-2-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学会計研究科・各種委員会申し合わせ」

解釈指針9-2-3-1

自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院においては、教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法及び取組の状況等を明らかにするために、自己点検評価委員会が自己点検・評価報告書にこれらの事項を記載することが要求されている。加えて、個別的な教育に対する取組においては、各専任教員がFD活動報告書においてこれらの事項を記載することが要求されている。

具体的には、自己点検・評価報告書において、その項目として、「問題点」及び「将来の改善・改革に向けた方策」につき、記載することが要求されている。また、FD活動報告書においては、その項目として、「昨年度の授業評価アンケートを踏まえて、今回の講義で工夫したこと・留意したこと」を記載することが要求され、常に昨年度の反省点を踏まえて、新たな工夫をし、教育内容を改善するための方法及び取組を示すことを要求している。さらには、アンケートの結果を踏まえて、「今後の対応」を記載することが要求されている。これには、「昨年度の授業評価アンケートで記載した「今後の対応」および「上記の内容を踏まえた「今後の内容」」の両者が含まれている。前者は昨年度記載した「今後の対応」がどのようなものであったかを再度確認し、後者は次年度に対する目標を掲げるものである。これによって、来年度の授業改善に向けての明確な目標が示されることになる。

以上の状況を踏まえて、教育内容等の改善措置として、現在までに2回のカリキュラム改正等の手続きを行うなど、FD活動を基本とし、授業方法の改善に関する意見交換が活発であり、問題なく行われている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針9-2-3-1を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学会計研究科・各種委員会申し合わせ」
2. 『会計専門職大学院自己点検・評価報告書』第1号
3. 『会計専門職大学院FD活動報告書』第1号～第4号

9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、2009年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けること

を予定している。

【点検・自己評価】

国際会計教育協会による認証評価は、関西大学以外の教員・専門家によって評価がなされる予定であり、このため、本会計大学院は、基準 9-2-4 を満たしていると判断できる。

【参考資料】

- 1 . 国際会計教育協会 (<http://www.livealive2009.com/jiiae/aopas/index.html>)

解釈指針 9-2-4-1

会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

【現状の説明】

本会計大学院では、2009 年度に特定非営利活動法人国際会計教育協会による認証評価を受けることを予定しているが、この機関は、会計大学院評価機構評価委員長藤田幸男氏をはじめとして、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し高い見識を有する者から構成されており、会計大学院の自己点検及び評価をするのにふさわしい第三者機関である。なお、国際会計教育協会は、文部科学大臣から会計専門職大学院の「認証評価機関」としての認証を受けている。

【点検・自己評価】

よって、解釈指針 9-2-4-1 については満たしていると判断する。

【参考資料】

- 1 . 国際会計教育協会 (<http://www.livealive2009.com/jiiae/aopas/index.html>)

9-3 情報の公表

9-3-1

会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びWEB サイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教育活動等の状況を広く社会に周知することを目的に、次のような活動を行っている。

(1)ホームページで公開しているもの

ア 設置の趣旨と概要、設置趣意書、履行状況報告書

イ 学則、カリキュラム・修了要件、カリキュラムの特徴、講義内容、教員情報、教育顧問紹介、FD 活動報告書、時間割、学年暦、科目等履修生要項、施設など

ウ 入試情報（過去問題を含む）

エ 学費・奨学制度

オ 研究者情報（学術情報データベース）

カ 保健管理センター（診療所及び心理相談室）、セクシアル・ハラスメント相談員など

(2)冊子で公開しているもの

大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシアル・ハラスメント防止ハンドブック、科目等履修生要項、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要など

【点検・自己評価】

本会計大学院では、開講している科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本研究科自体も多様な情報を提供している。

今後ともタイムリーに各種の情報を積極的に公開し、本研究科が設置の趣旨を確実に履行していることを社会に対して説明する。

以上より、基準 9-3-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2008年版
2. 「2008年度進学説明会実施日程」
3. 関西大学会計研究科ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)

9-3-2

会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

【現状の説明】

基準 9-3-1 で述べたとおり、会計大学院ホームページに記載されている。

また、会計大学院パンフレットにも、教育活動に関する情報を記載し、教育活動に関する情報を記載している。これらの内容に変更がある場合は、更新作業を行っている。

【点検・自己評価】

本会計大学院で開講している科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本研究科自体も多様な情報を提供している。

以上より、本会計大学院は、解釈指針 9-3-2-2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2008年版
2. 「2008年度進学説明会実施日程」
3. 関西大学会計研究科ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)

解釈指針9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1)設置者
- (2)教育上の基本組織
- (3)教員組織
- (4)収容定員及び在籍者数
- (5)入学者選抜
- (6)標準修了年限
- (7)教育課程及び教育方法
- (8)成績評価及び課程の修了
- (9)学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10)修了者の進路及び活動状況

【現状の説明】

基準 9-3-1 及び 9-3-2-2 述べたように、本会計大学院のホームページには、上記解釈指針 9-3-2-1 の項目が掲載されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 9-3-2-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2008年版
2. 「2008年度進学説明会実施日程」
3. 関西大学会計研究科ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/as/curriculum/index.html>)

9-4 情報の保管

9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、設置認可申請書、履行状況報告書、大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、担任時間数一覧、各種会議記録、休講・補講の掲示、学生への掲示内容、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシ1アル・ハラスメント防止ハンドブック、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要などを専門職大学院事務グループで保管している。成績評価に関する資料は各担当教員又は専門職大学院事務グループが保管している。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。現時点において特に問題はないが、保管すべき資料や保存すべき年限は社会情

勢に応じて変化しているもので、常に検討を加えることを予定している。

以上より、本会計大学院は、基準 9-4-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学文書取扱規程」

解釈指針 9-4-1-1

「評価の基礎となる情報」には、基準 9-2-1 に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9-3-2 に規定する公表にかかる文書を含む。

【現状の説明】

本会計大学院では、該当する文書については、専門職大学院事務グループに保管されている。成績評価に関する資料は各担当教員又は専門職大学院事務グループが保管している。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。

以上により、本会計大学院は、解釈指針 9-4-1-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学文書取扱規程」

解釈指針 9-4-1-2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されていること。

【現状の説明】

本会計大学院が設置された 2006 年 4 月以降、現時点までの評価に関する情報は、専門職大学院事務グループが保管している。

【点検・自己評価】

以上より、現時点までの情報については、解釈指針 9-4-1-2 は満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学文書取扱規程」

解釈指針 9-4-1-3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

【現状の説明】

本会計大学院では、評価受審のための資料は、専門職大学院事務グループが適切に保管しており、すみやかに提出できる状態である。

【点検・自己評価】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されており、すみやかに提出できる状態である。

以上により、本会計大学院は、解釈指針 9-4-1-3 は満たされていると判断する。

【参考資料】

- 1 . 「関西大学文書取扱規程」

10章 施設、設備および図書館等

10-1 施設の整備

10-1-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

【現状の説明】

解釈指針 10-1-1-1 から 10-1-1-6 に詳しく述べているように、本会計大学院は、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられている。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な施設は、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

【参考資料】

1. 「尚文館教室・設備及び機器配置一覧」
2. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(キャンパスマップ 99頁、学舎案内図 100～103頁参照)
3. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(学舎案内図、102頁参照)
4. 「第2学舎経商研究棟研究室配置図」
5. 「関西大学図書館規程」
6. 「関西大学図書委員会規程」
7. 『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2008年版
8. 「関西大学現員表」
9. 『2008 図書館利用案内』
10. 図書館ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html>)
11. 本会計大学院蔵書検索システム(<http://kansai-u-grd.opac.jp/as/>)

解釈指針10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

【現状の説明】

本会計大学院は、大学院専用施設である尚文館(地下1階・地上7階、延べ面11,900㎡)は、講義室・演習室・パソコン教室等として利用されている。講義室・演習室の内訳は、講義室10室(64名収容

1 室、49 名収容 1 室、42 名収容 4 室、30 名収容 4 室)、演習室 36 室(24 名収容 8 室、14 名収容 28 室)他であり、本研究科の講義・演習においても、主にこの施設を活用し、履修者数によっては第 2 学舎の教室も利用している。

尚文館の教室数は十分に余裕があり、空き教室を学生の研究や自習のために開放していることから、教育目的に照らし十分な効果をあげることができる。

また、パソコン教室 3 室の内 2 室(23 名収容 1 室、20 名収容 1 室)は授業で使用し、1 室(18 名収容)は学生に開放している。その他、マルチメディア AV 大教室(307 m²、200 名収容)は、講演会・特別講義等の行事に利用している。

パソコンについては、IT センターや第 2 学舎に設置されているパソコン教室でも利用することができる。

以上より、すべての授業を支障なく、効果的に実施することができる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 10-1-1-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(学舎案内図、100～103頁参照)
2. 「尚文館教室・設備及び機器配置一覧」

解釈指針10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、常勤専任教員及び特任教員が研究及び授業等の準備を行うための教員研究室が、第 2 学舎経商研究棟に会計研究科専任教員(みなし専任を含む)全員分の個人研究室を計 13 室(19.80 m² 13 室)設置している。各教員の個人研究室は比較的隣接し、授業準備を行うことができる。

また、非常勤講師控室として、尚文館に大学院共有の講師控室(103.68 m²)を設置し、教材作成用にパソコン、プリンター、コピー機を備え付けている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 10-1-1-2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「第2学舎経商研究棟研究室配置図」
2. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(学舎案内図、100～103頁参照)

解釈指針10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、尚文館に大学院共有の応接・面談室（25.92 m²）を設置し、学生面談に利用している。また、第2学舎経商研究棟に会計研究科専任教員の教員研究室を計13室（19.80 m² 13室）設置し、オフィスアワーなどで、学生の面談等にも使用している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-3を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(学舎案内図、102頁参照)
2. 「第2学舎経商研究棟研究室配置図」

解釈指針10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

【現状の説明】

本会計大学院では、尚文館に専門職大学院事務グループ（138.24 m²）及び授業支援ステーション（51.84 m²）が設置されている。研究科の教務事項は専門職大学院事務グループが担当し、正課授業に関する事務は授業支援ステーションが担当している。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針10-1-1-4を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(学舎案内図、102頁参照)

解釈指針10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、研究科専用の自習室を設置し、原則365日24時間利用可能である。年度により自習室の場所は異なるが、総合図書館に隣接した場所に設置され、一部自習室は図書閲覧室として、頻

繁に利用される学習図書の閲覧に供している。総合図書館の利用に際しては、大学院生の貸出冊数（開架・書庫）計 20 冊であり、貸出期間は 3 カ月以内となっている。このように図書館との有機的連携が確保されている。

また、自習室については、平成 18 年度及び平成 19 年度においては、院生自習室 1(40 席 98.45 m²)、院生自習室 2(ロッカー室 82.50 m²)、院生自習室 3(36 席 83.35 m²)、院生自習室 4(図書閲覧室 12 席 39.59 m²)を設置し、計 88 席の座席を設けていた。平成 20 年度においては、院生自習室 1(67 席 155 m²)、院生自習室 2(情報コンセント付自習机 67 席 152 m²)、院生自習室 3(図書閲覧室 12 席、パソコン 10 台、80 m²)を設置し、計 146 席の座席を設けていた。自習室利用に当たっては、原則 365 日 24 時間利用可能であり、全員分の個人ロッカー及び学生 1 人につき 1 台のキャレルが利用できるよう配置し、本人の学習形態にあった形で自習室を利用することとしている。

以上のように、自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されている。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針 10-1-1-5 について、必要な措置を講じている。

【参考資料】

1. 『会計専門職大学院要覧』2008年版(キャンパスマップ99頁・学舎案内図100頁参照)

解釈指針10-1-1-6

会計大学院の図書館等を含む各施設は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

【現状の説明】

本会計大学院の専用の施設として、院生自習室 3(図書閲覧室兼パソコン利用室、12 席、パソコン 10 台、80 m²)を設置し、原則 365 日 24 時間利用可能である。

これらの施設は本会計大学院が直接管理しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

更に、講義・研究のための図書資料等の設備として、本会計大学院の講義・研究に係る蔵書状況は、2008 年 4 月現在において次のとおりである。

- ・総合図書館(全学共用施設)
会計図書 和書 35,386 冊 洋書 43,635 冊
継続中の会計雑誌 和書 153 冊 洋書 176 冊
継続中の会計電子ジャーナル 和書 30 種 洋書 45 種
継続中のデータベース 7 種
- ・経済学部・商学部資料室(経済・商学部、本会計大学院共用施設)
和漢書 23,845 冊 洋書 5,128 冊
和雑誌 1,136 種 洋雑誌 271 種
- ・院生自習室 3(図書閲覧室)(本会計大学院専用施設)

和漢書 1,604 冊 洋書 2 冊 和雑誌 10 種

パソコン 10 台

このうち、総合図書館及び院生自習室 3 の蔵書については、学生及び教員が購入希望図書を申請することができる。院生自習室の図書は、総合図書館の蔵書と原則として重複しないように購入している。

更に全学共用施設としての総合図書館の図書の管理運営について、本会計大学院から図書委員を選出し、その管理運営に参画している。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は解釈指針 10-1-1-6 を満たしていると判断する。

【参考資料】

- 1.『会計専門職大学院要覧』2008年版(キャンパスマップ99頁・学舎案内図100頁参照)
- 2.「関西大学図書館規程」
- 3.「関西大学図書委員会規程」

10-2 設備及び機器の整備

10-2-1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、以下のような設備及び機器が配置されている。

・能力開発室

第 2 学舎経商研究棟の各教員個人研究室に隣接して、研究会・会議・教材開発用のスペースとしてパソコン、スキャナー、コピー機を備え付けた能力開発室 (27.94 m²)を設けている。

・院生自習室

・院生自習室に計 10 台のパソコンを設置 (電子ジャーナルやデータベース有価証券報告書等の利用可)

・院生自習室の自習席すべてに情報コンセントを設置 (電子ジャーナルやデータベースの利用可)

・院生自習室に高速レーザープリンターを 3 台、コピー機を 2 台設置

・教室・演習室、実習室等 尚文館(大学院棟)

尚文館の講義室、演習室は、ネットワーク利用が可能ないように、情報コンセントを設置しているほか、教室前面にスクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義や自習が可能なる環境を整えている。

・その他

上記のほか、学部のパソコン教室及び IT センター等も学生が自由に学習できる施設である。また、各学舎には、授業支援グループが設けられており、プロジェクターやワイヤレスマイク等を授業で利用する際は、事前に申し込みがあれば教務センター授業支援グループの SA(Student

Assistant)が教室に設置している。

【点検・自己評価】

本会計大学院の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な設備及び機器は、現在の在籍者数、講義科目数等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

以上より、本会計大学院は、基準 10-2-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「尚文館教室・設備及び機器配置一覧」
2. 『関西大学会計専門職大学院パンフレット』2008 年版

10-3 図書館の整備

10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針 10-3-1-1 から 10-3-1-7 で詳しく述べているように、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、基準 10-3-1 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『2008 図書館利用案内』
2. 図書館ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html>)

解釈指針10-3-1-1

会計大学院の図書館は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

【現状の説明】

本会計大学院では、解釈指針 10-1-1-6 及び基準 10-3-1 で述べたように、本会計大学院から図書委員を選出し、総合図書館の管理・運営に参画している。このため教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況である。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針 10-3-1-1 を満たしているものと判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学図書館規程」
2. 「関西大学図書委員会規程」

解釈指針10-3-1-2

会計大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

【現状の説明】

本会計大学院においては、総合図書館（全学共用施設）には、専門的能力を備えた専任職員及び定時職員が 33 名配属され、サービスを提供している。また、経済学部・商学部資料室（経済・商学部、本会計大学院共用施設）には、2 名の職員が配属され、サービスを提供している。それぞれ管理運営について教員がコミットしている。

【点検・自己評価】

以上により、本会計大学院は、解釈指針 10-3-1-2 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学職員現員表」
2. 『2008 図書館利用案内』

解釈指針10-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格及び情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

【現状の説明】

総合図書館には、専任職員 21 名及び定時職員 12 名が配属され、専任職員の殆どの者が司書の資格及び情報調査に関する基本的な知識を備えた職員が配属されている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 10-3-1-3 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学職員現員表」
2. 『2008 図書館利用案内』

解釈指針10-3-1-4

会計大学院の図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な書籍、雑誌及び資料を5万冊以上有すること。

【現状の説明】

本会計大学院では、教員による研究や教育及び学生に対する学習支援のために、総合図書館のほかに、教員の研究室に近い「能力開発室」や、大学院生の自習室に隣接する「会計研究科院生自習室3（図書閲覧室）」において、必要と想定される会計・経営・法律関連の図書や雑誌が整備されている。

教育・研究及び学習のために利用できる書籍等としては、総合図書館には、約205万冊の蔵書を備え、その内、会計図書に限定しても、2008年4月現在、本会計大学院の講義・研究に係る蔵書状況は、次のとおりである。

- ・総合図書館（全学共用施設）
会計図書 和書 35,386冊 洋書 43,635冊
継続中の会計雑誌 和書 153冊 洋書 176冊
継続中の会計電子ジャーナル 和書 30種 洋書 45種
継続中のデータベース 7種
- ・経済学部・商学部資料室（経済・商学部、本会計大学院共用施設）
和漢書 23,845冊 洋書 5,128冊
和雑誌 1,136種 洋雑誌 271種
- ・院生自習室3（図書閲覧室）（本会計大学院専用施設）
和漢書 1,604冊 洋書 2冊 和雑誌 10種
パソコン 10台
- ・能力開発室
和書、洋書、教育関連図書約 500冊

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針10-3-1-4を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 図書館ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html>)
2. 本会計大学院蔵書検索システム(<http://kansai-u-grd.opac.jp/as/>)

解釈指針10-3-1-5

会計大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、図書館規程に基づき、その管理・運営の方針を決定している。また、院生自習室

3 図書閲覧室（本会計大学院専用施設）の管理・運営については、本会計大学院教授会が方針を決定しその適切な管理及び維持に努めている。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 10-3-1-5 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 「関西大学図書館規程」
2. 「関西大学図書館図書管理規程」

解釈指針10-3-1-6

会計大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

【現状の説明】

総合図書館（全学共用施設）においては、図書館利用案内を作成している。また、図書館内にレファレンスカウンターを設置し、利用をサポートしている。院生自習室3図書閲覧室（本会計大学院専用施設）においては、本会計大学院の専任教員が直接学習に必要な図書について指導している。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 10-3-1-6 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『2008 図書館利用案内』

解釈指針10-3-1-7

会計大学院の図書館には、その会計大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

本会計大学院では、IT化に備え総合図書館（全学共用施設）には、図書館のホームページからアクセスできる蔵書検索システム（KOALA）を備え、コンピュータを使っての蔵書を検索することができ、必要な図書や雑誌を探すことができる。また、院生自習室3（図書閲覧室）には、パソコン10台が設置され、自習室において本会計大学院のデータベースを検索することができる。

【点検・自己評価】

以上より、本会計大学院は、解釈指針 10-3-1-7 を満たしていると判断する。

【参考資料】

1. 『2008 図書館利用案内』
2. 図書館ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp/global/institution/library.html>)
3. 本会計大学院蔵書検索システム(<http://kansai-u-grd.opac.jp/as/>)